

3 国の財政等の状況等

(1) 歳入歳出決算の概況

(2) 国の財政の状況

(3) 日本銀行の財務の状況

(1) 歳入歳出決算の概況

区 分		6年度（百万円）	5年度（百万円）
歳入	合計	561,679,485	568,467,030
	一般会計	135,980,878	140,201,616
	特別会計	425,698,606	428,265,414

区 分		6年度（百万円）	5年度（百万円）
歳出	合計	530,419,186	540,113,311
	一般会計	123,023,998	127,578,849
	特別会計	407,395,187	412,534,462

（注） 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

(2) 国の財政の状況

1 国の財政の現状等の概要等

(1) 国の財政の現状等の概要

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどっている。そして、令和6年度末において、建設国債、特例国債、復興債、脱炭素成長型経済構造移行債（以下「GX経済移行債」という。）^(注1)^(注2)^(注3)、子ども・子育て支援特例公債（以下「子ども特例債」といい、復興債及びGX経済移行債と合わせて「復興債等」という。）^(注4)^(注5)、借換債等のように利払・償還財源が主として税収等の歳入により賄われる国債（以下「普通国債」という。）^(注6)の残高は1079.7兆円に達している。また、6年度の国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は20.8%となっている。

こうした厳しい財政状況が続いている中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなどして、9年度を「財政構造改革元年」と位置付けて、財政健全化の努力目標を設定するとともに、財政構造改革を強力に推進することとした。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－」（平成25年8月閣議了解）において、①国・地方を合わせた基礎的財政収支^(注7)（以下「国・地方PB」という。）を2020年度（令和2年度）までに黒字化し、その後に②債務残高の対名目GDP比（以下、名目GDPを「GDP」という。）の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月閣議決定）において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度（7年度）とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すこととした（以下、2025年度（7年度）の国・地方PBの黒字化を目指す目標を「7年度黒字化目標」という。）。

そして、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）において、「金利のある世界において、我が国の経済財政に対する市場からの信認を確実なものとするため、財政健全化の「旗」を下ろさず、長期を見据えた一貫性のある経済財政政策の方向性を明確に示すことが重要である。このため、2025年度（7年度）から2026年度（8年度）を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。ただし、米国の関税措置の影響は不透明であり、その経済財政への影響の検証を行い、的確に対応すべきであり、必要に応じ、目標年度の再確認を行う。その上で、「経済・財政新生計画」の期間を通じて、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、PBの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる」こととしている（以下、2025年度（7年度）から2026年度（8年度）を通じて、可能な限り早期の国・地方PBの黒字化を目指す目標を「7年度から8年度を通じた黒字化目標」という。）。

また、国・地方P B、財政収支、債務残高及びそれぞれの対G D P比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」（以下「内閣府試算」という。）において^(注10)実績値等を公表している。

本院は、これまで、財政の健全化に向けた政府の動向を踏まえつつ、国の決算額等により国の財政状況を継続して検査している。そして、平成28年度以降の検査報告の第6章において、財政健全化のための目標等において用いられる国・地方P B、財政収支対G D P比及び債務残高対G D P比について、国の一般会計の決算額等を用いて分析した結果を掲記するなどしている。

- (注1) 建設国債 財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債
- (注2) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債
- (注3) 復興債 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）第69条の規定に基づき復興施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債
- (注4) 脱炭素成長型経済構造移行債 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和5年法律第32号）第7条の規定に基づき脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債。同法第8条において、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入により、令和32年度までの間に償還するものとされている。
- (注5) 子ども・子育て支援特例公債 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）第71条の26の規定に基づき支援納付金対象費用の財源を確保するために発行される公債。同法第71条の27において、令和33年度までの間に償還するものとされている。
- (注6) 借換債 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「特会法」という。）第46条及び第47条の規定に基づき、国債を借り換えるために国債整理基金特別会計において発行される公債
- (注7) 基礎的財政収支 内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際基準に基づいて作成している統計である国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇用者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差（財政収支）に、支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差。基礎的財政収支はプライマリー・バランス（P B）とも称される。なお、内閣府試算では、復旧・復興対策、G X対策等の経費及び財源の金額を除いたベースの国・地方P Bが示されている。
- (注8) 「経済・財政新生計画」の期間 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月閣議決定）において定められた「経済・財政新生計画」の対象期間であり、令和7年度から12年度までの6年間
- (注9) 債務残高 普通国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計額。なお、内閣府試算では、復旧・復興対策、G X対策等の経費及び財源の金額を除いたベースの債務残高が、国・地方の公債等残高として示されている。
- (注10) 令和7年8月に公表された内閣府試算における6年度の値は、地方の決算、国の特別会計の決算等が反映される前の試算値となっている。

(2) 国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標等

財政健全化のための目標等において用いられている指標には、基礎的財政収支、財政収支及び債務残高に関するものがある（以下、これらに関する指標を「財政健全化の指標」という。）。そして、財政健全化の指標のうち、国・地方P B、財政収支及びそれぞれの対G D P比は内閣府試算により公表されていて、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

一方、国の一般会計の決算額でみた基礎的財政収支（以下「一般会計P B」という。）は、^(注11)税収等から^(注12)政策的経費を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄っているかを示す指標であり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。また、国の一般会計の決算額でみた財政収支（以下「一般会計財政収支」という。）は、^(注13)税収等から財政経費を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる財政経費を、その時点の税収等でどれだけ賄っているかを示す指標であり、一般会計P Bと同様に、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。ただし、国・地方P B（又は財政収支）は国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計P B（又は一般会計財政収支）はそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違がある。

- (注11) 税収等 一般会計の歳入決算総額（租税及印紙収入、前年度剰余金受入、雑収入等及び公債

金) から公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を差し引いた額。そのため、税収等の額と租税及印紙収入の収納済歳入額とは基本的に一致しない。

(注12) 政策的経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費(交付国債分を除く。)、利払費及び「決算不足補てん繰戻」を合算した支出を差し引いた額

(注13) 財政経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費(交付国債分を除く。)を差し引いた額。政策的経費と異なり、利払費を含む。

2 国の財政の状況

令和6年度の国の財政の状況について、引き続き、財政健全化の指標である国・地方P B、国・地方P B対G D P比、財政収支対G D P比及び債務残高対G D P比の状況がどのようになっているかなどをみると、次のとおりである。

(1) 国・地方P B及び国・地方P B対G D P比

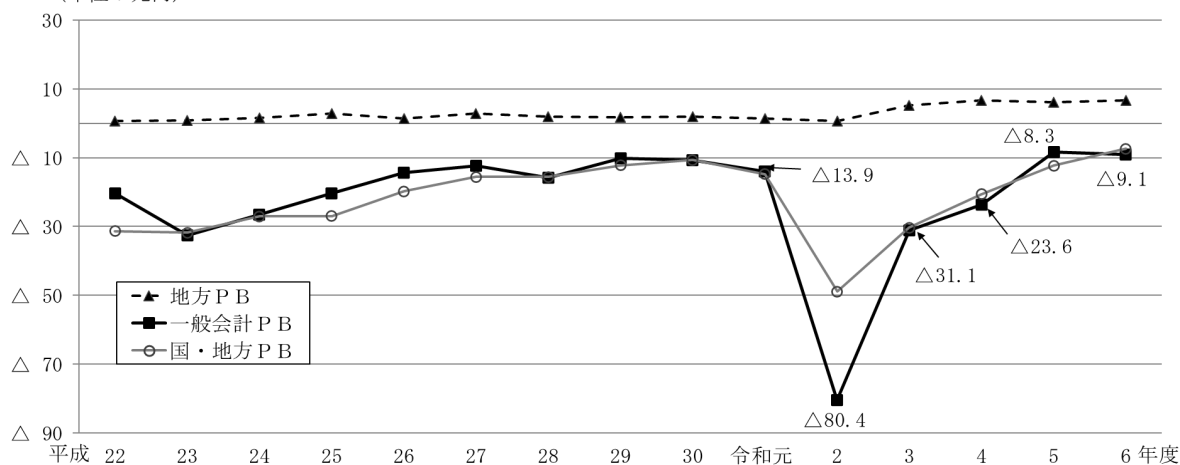
ア 国・地方P Bと一般会計P B

国・地方P B、一般会計P B及び地方の基礎的財政収支(以下「地方P B」という。)について、平成22年度から令和6年度までの推移をみると、図1のとおり、一般会計P Bは、平成24年度以降は改善傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う大幅な歳出の増加により特に令和2年度に大幅に悪化した。そして、その後は再び改善する傾向にあったものの、6年度は、前年度のマイナス8.3兆円から0.7兆円悪化してマイナス9.1兆円となっている。

また、国・地方P Bは、一般会計P Bとおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方P Bがほぼ均衡して推移していることなどによる。そして、7年度黒字化目標を設定した平成30年度以降の国・地方P Bの推移は、図2のとおりであり、7年度から8年度を通じた黒字化目標に対して、令和6年度は、前年度のマイナス12.3兆円から4.9兆円改善してマイナス7.4兆円となっている。

図1 国・地方P B、一般会計P B及び地方P Bの推移

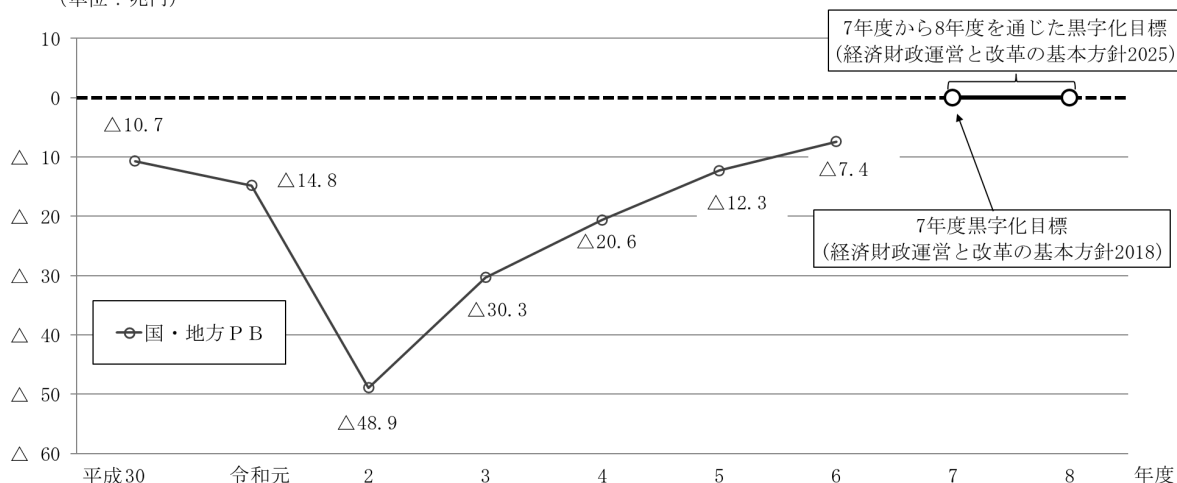
(単位：兆円)



(注) 一般会計P Bは、本院が算出した。また、国・地方P B及び地方P Bは、令和7年8月に公表された内閣府試算による。

図2 国・地方P Bと黒字化目標

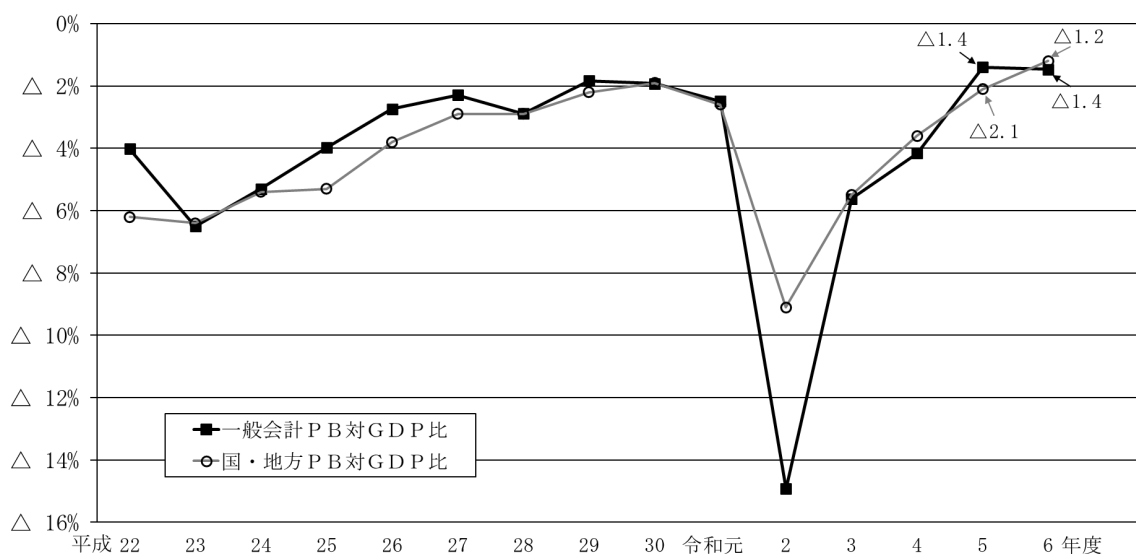
(単位：兆円)



(注) 国・地方P Bは、令和7年8月に公表された内閣府試算による。

国・地方P B及び一般会計P Bのそれぞれの対G D P比について、平成22年度から令和6年度までの推移をみると、図3のとおり、国・地方P B対G D P比と一般会計P B対G D P比は、国・地方P Bと一般会計P Bと同様に、6年度までおおむね同じように推移している。そして、一般会計P B対G D P比は、6年度は、前年度から横ばいのマイナス1.4%となっている。また、国・地方P B対G D P比は、6年度は、前年度のマイナス2.1%から0.9ポイント改善してマイナス1.2%となっている。

図3 国・地方P B及び一般会計P Bのそれぞれの対G D P比の推移

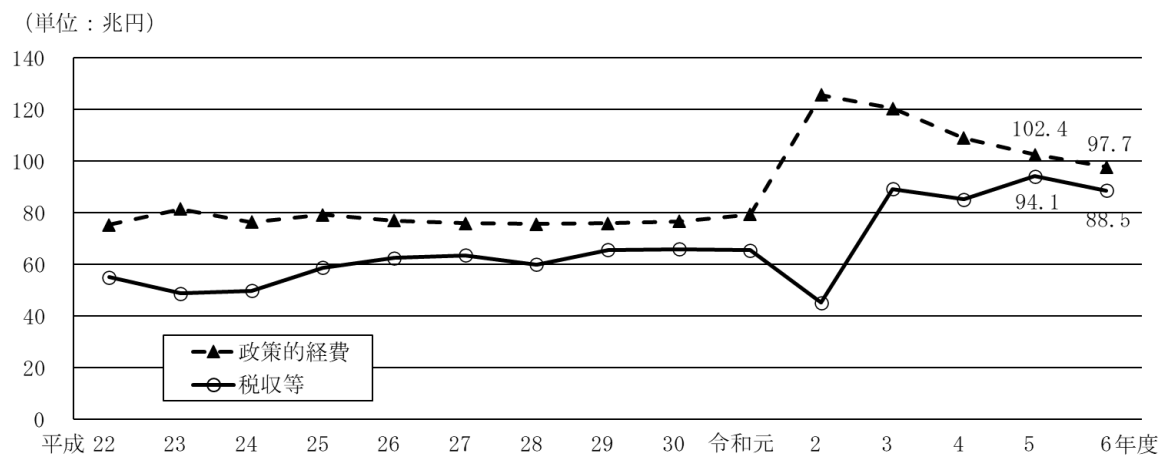


注(1) 国・地方P B対G D P比は、令和7年8月に公表された内閣府試算による。

注(2) 一般会計P B対G D P比は、令和7年9月に公表された内閣府「2025年4-6月期四半期別G D P速報2次速報値(平成27年基準)」のG D Pを用いて本院が算出した。

そこで、一般会計P Bの内訳となる税収等及び政策的経費について、平成22年度から令和6年度までの推移をみると、図4のとおり、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、6年度は税収等が5.5兆円、政策的経費が4.7兆円それぞれ前年度から減少している。

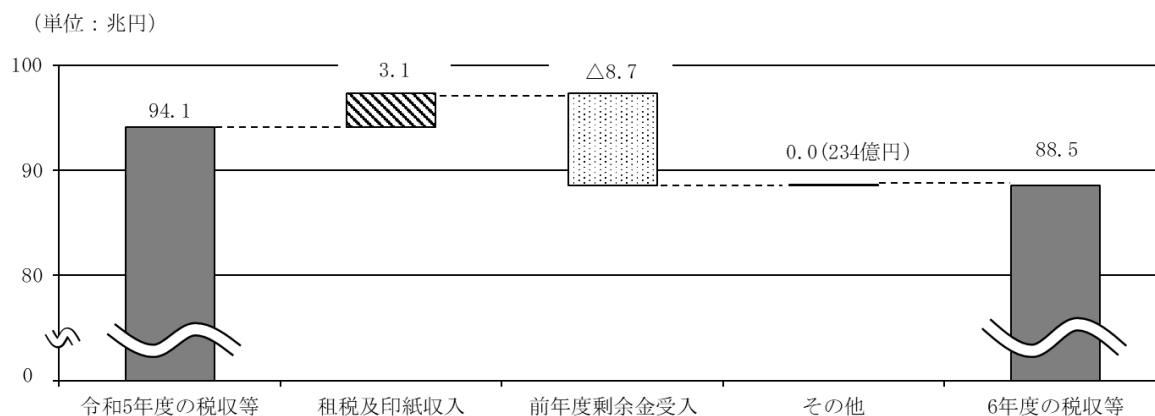
図4 税収等及び政策的経費の推移



イ 税収等の推移

6年度の税収等の前年度からの減少5.5兆円の内訳を租税及印紙収入、前年度剰余金受入及び「その他」に区分してみると、図5のとおり、租税及印紙収入が3.1兆円増加している一方、前年度剰余金受入については、3年度から5年度までの間は21.3兆円（5年度）から36.9兆円（3年度）までの間で推移していたが、6年度は8.7兆円減少して12.6兆円となっており、前年度剰余金受入の減少が税収等の減少の主な要因となっている。

図5 令和6年度における前年度からの税収等の減少の内訳



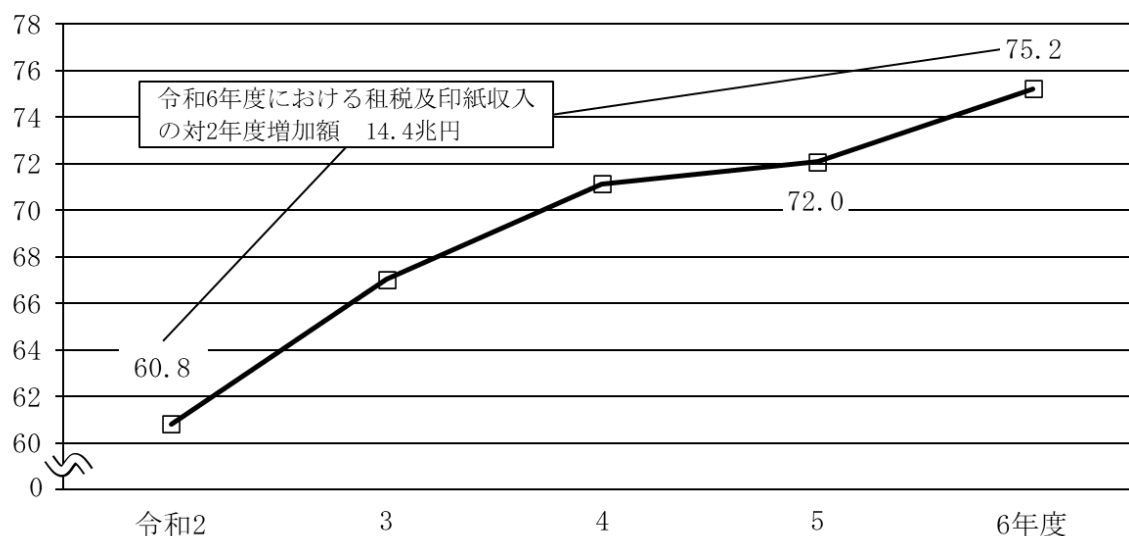
注(1) 「租税及印紙収入」「前年度剰余金受入」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

注(2) 「その他」は、雑収入等（令和5年度11.7兆円、6年度10.9兆円）から、翌年度への繰越歳出予算財源等（5年度11.0兆円、6年度10.2兆円）を控除したものである。なお、雑収入等には、「我が国の防衛力の抜本的強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（令和5年法律第69号）に基づく特別会計からの受入金（5年度3.7兆円、6年度0.9兆円）等が含まれている。

租税及印紙収入について、2年度から6年度までの推移をみると、図6のとおり、2年度の60.8兆円から14.4兆円増加し、6年度は75.2兆円となっている。

図6 租税及印紙収入の推移

(単位：兆円)

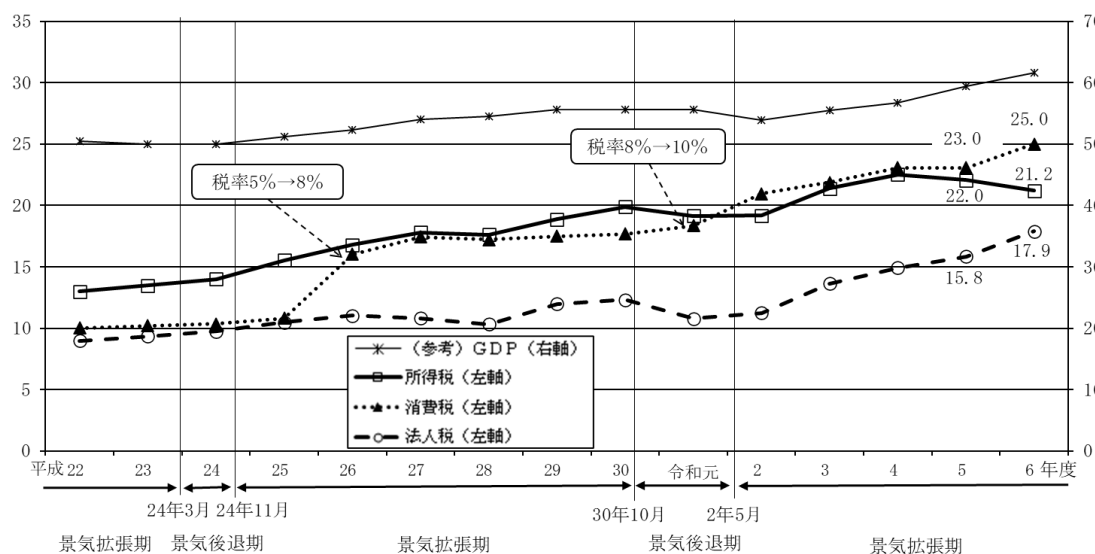


6年度の租税及印紙収入は75.2兆円に上り、このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の合計は64.1兆円となっていて、租税及印紙収入の8割以上を占めている。これら3税目について、平成22年度から令和6年度までの推移を景気動向の推移と併せてみると、図7のとおり、所得税及び法人税は、景気拡張期に増加し、景気後退期に減少するなどの傾向があり、景気動向の推移とおおむね連動している。2年6月以降は景気拡張期となり、法人税は、6年度において前年度から2.0兆円増加して17.9兆円となっているものの、所得税は、5年度は税制改正、6年度は定額減税等によりそれぞれ前年度と比べて減少し、6年度においては21.2兆円となっている。一方、消費税は、所得税及び法人税と異なり景気動向に左右されにくく、消費税率（地方消費税分を含む。）の改定（平成26年4月の5%から8%及び令和元年10月の8%から10%）の影響を強く受けた平成26年度及び令和2年度に大幅に増加していた。また、2年度以降は消費税が所得税を上回っていて、6年度は、前年度から1.9兆円増加して25.0兆円となっている。

図7 所得税、法人税及び消費税と景気動向の推移

(単位：兆円)

(単位：兆円)



- 注(1) 消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の金額には地方消費税分を含めていない。
 注(2) 「景気拡張期」及び「景気後退期」は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」を基に記載している。
 注(3) GDPは、令和7年9月に公表された内閣府「2025年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値（平成27年基準）」による。

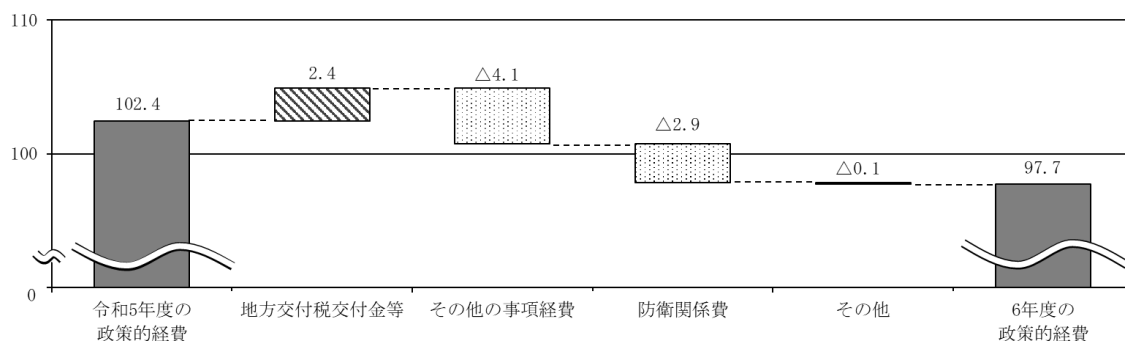
ウ 政策的経費の推移

6年度の政策的経費の前年度からの減少4.7兆円の内訳を主要経費別にみると、図8のとおり、地方交付税交付金等は2.4兆円増加している一方、その他の事項経費が4.1兆円、防衛関係費が2.9兆円それぞれ減少しており政策的経費の減少の主な要因となっている。

(注14) 「その他の事項経費」は、主要経費別分類の一つであり、社会保障関係費等の他の項目に分類されなかったものである。

図8 令和6年度における前年度からの政策的経費の減少の内訳

(単位：兆円)



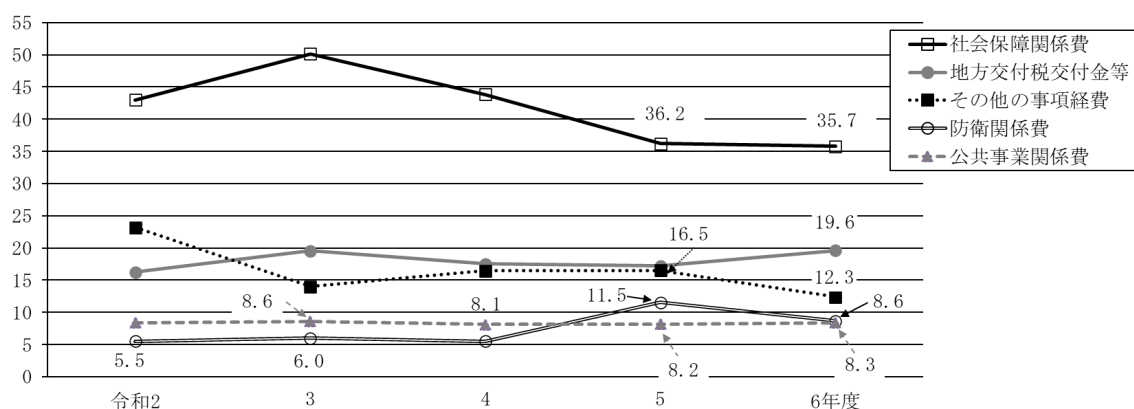
注(1) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

注(2) 「その他」は、公共事業関係費、文教及び科学振興費等である。

注(3) 「地方交付税交付金等」「その他の事項経費」「防衛関係費」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

また、6年度の政策的経費97.7兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が35.7兆円、地方交付税交付金等が19.6兆円、その他の事項経費が12.3兆円、防衛関係費が8.6兆円及び公共事業関係費が8.3兆円となっており、これら五つの主要経費計84.8兆円で政策的経費の8割以上を占めている。これら五つの主要経費について、2年度から6年度までの推移をみると、図9のとおりであり、社会保障関係費については、新型コロナウイルス感染症への対応等により3年度に増加した後、4、5両年度はそれぞれ前年度と比べて減少して、6年度は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が減少したことなどにより前年度から0.4兆円減少して35.7兆円となっている。地方交付税交付金等については、3年度に増加した後、4、5両年度はそれぞれ前年度と比べて減少したものの、6年度は前年度から増加して19.6兆円となっている。その他の事項経費については、3年度は特別定額給付金給付事業費補助金がなかったことなどにより前年度から減少した。また、6年度はエネルギー価格激変緩和対策事業費補助金が減少したことなどにより前年度から4.1兆円減少し12.3兆円となっている。防衛関係費については、2年度から4年度までの間は5.5兆円（2年度）から6.0兆円（3年度）までの範囲で推移していたが、5年度は、防衛力強化資金が創設され、同資金への繰入れが生じたことなどにより前年度から大幅に増加したものの、6年度は同資金への繰入額が減少したことなどにより前年度から2.9兆円減少して8.6兆円となっている。公共事業関係費については、2年度から5年度までの間は8.1兆円（4年度）から8.6兆円（3年度）までの範囲で推移しており、6年度は前年度からほぼ横ばいの8.3兆円となっている。

図9 社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、防衛関係費及び公共事業関係費の推移
(単位：兆円)

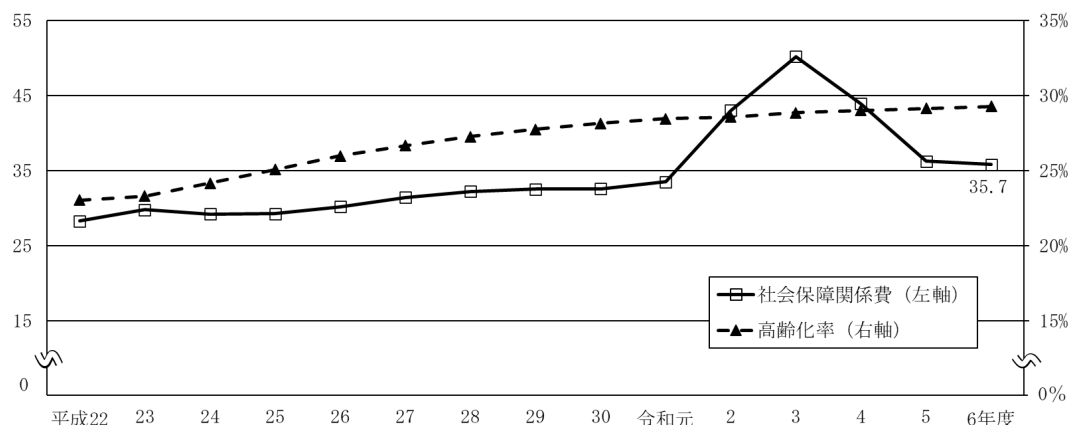


(注) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

6年度の社会保障関係費35.7兆円は、政策的経費97.7兆円のうち最も大きな割合（36.6%）を占めている。社会保障関係費について、平成22年度から令和6年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、図10のとおり、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっている。そして、新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた2、3両年度にそれぞれ前年度と比べて大幅に増加したものの、4、5両年度はそれぞれ前年度と比べて大幅に減少して、6年度は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が減少したことなどにより前年度から減少している。

図10 社会保障関係費及び高齢化率の推移

(単位：兆円)



(注) 高齢化率は、総務省「人口推計」における各年10月1日現在の65歳以上人口の割合である。

(2) 財政収支対GDP比

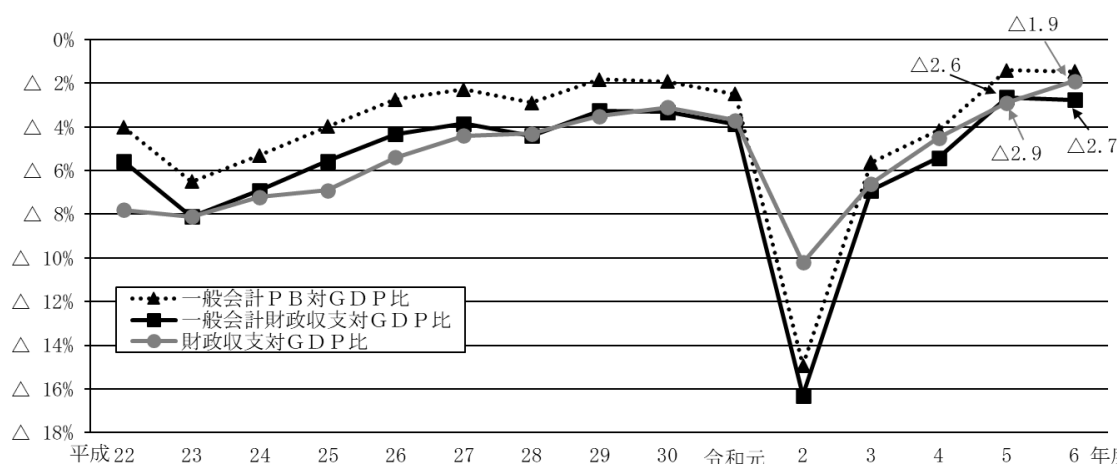
ア 財政収支対GDP比と一般会計財政収支対GDP比

財政収支、一般会計財政収支及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、平成22年度から令和6年度までの推移をみると、図11のとおり、財政収支対GDP比と一般会計財政収支対GDP比はおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移している。

一般会計財政収支対GDP比は、平成24年度以降は改善傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う大幅な歳出の増加により特に令和2年度は大幅に悪化した。そして、3年度以降は改善していたものの、6年度は、前記のとおり一般会計PBが前年度から0.7兆円悪化したことなどにより前年度のマイナス2.6%から0.1ポイント悪化してマイナス2.7%となっている。また、財政収支対GDP比は、6年度はマ

イナス1.9%となっており、前年度のマイナス2.9%から1.0ポイント改善している。

図11 財政収支、一般会計財政収支及び一般会計P Bのそれぞれの対G D P比の推移



注(1) 財政収支対G D P比は、令和7年8月に公表された内閣府試算による。

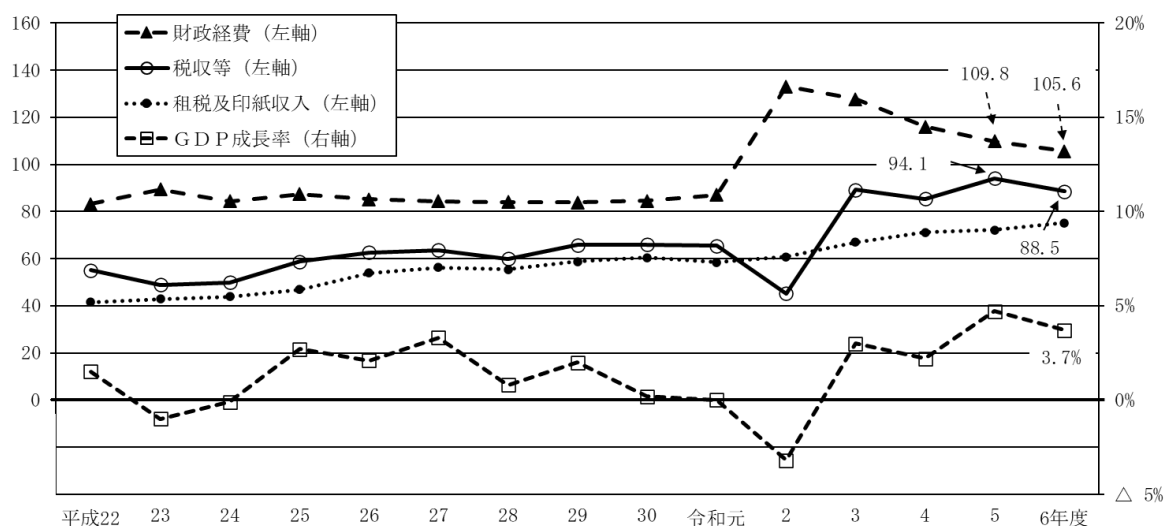
注(2) 一般会計財政収支対G D P比及び一般会計P B対G D P比は、令和7年9月に公表された内閣府「2025年4-6月期四半期別G D P速報2次速報値（平成27年基準）」のG D Pを用いて本院が算出した。

イ 税収等、財政経費及びG D P成長率

一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成22年度から令和6年度までの推移をG D P成長率の推移と併せてみると、図12のとおり、税収等については、おおむねG D P成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。6年度においては、G D P成長率はプラス3.7%であったが、税収等は、前年度剰余金受入が前年度から8.7兆円減少したことなど（図5参照）により前年度から5.5兆円減少して88.5兆円となり、財政経費は、前年度から4.2兆円減少して105.6兆円となっている。

図12 税収等、財政経費及びG D P成長率の推移

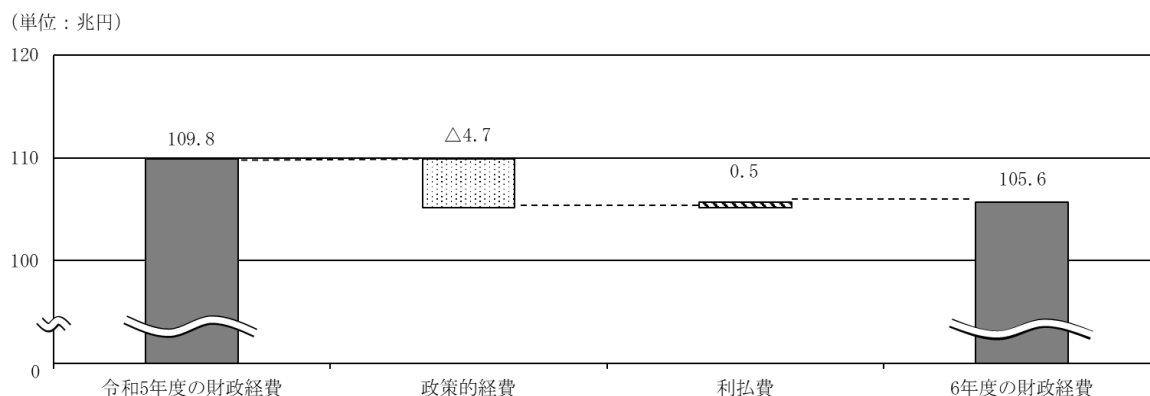
(単位：兆円)



(注) G D P成長率は、令和7年9月に公表された内閣府「2025年4-6月期四半期別G D P速報2次速報値（平成27年基準）」による。

6年度における前年度からの財政経費の減少4.2兆円の内訳を政策的経費と利払費に区分してみると、図13のとおり、政策的経費が4.7兆円減少しているものの、利払費は0.5兆円増加している。

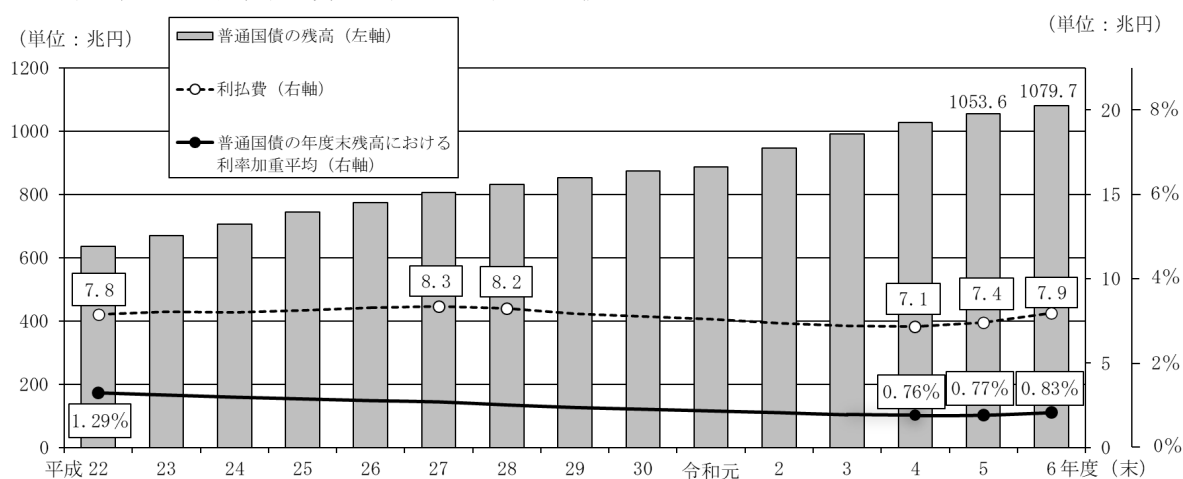
図13 令和6年度における前年度からの財政経費の減少の内訳



(注) 「政策的経費」及び「利払費」については、前年度からの増減額を示している。

財政経費のうち利払費は、普通国債の残高と金利（利率）によって決定される。普通国債の利率加重平均（年度末の残高に係る表面利率の加重平均）について、平成22年度から令和6年度までの推移をみると、図14のとおり、平成22年度の1.29%から令和4年度の0.76%までは毎年度低下し続けていたが、5年度には上昇に転じ、6年度は前年度の0.77%から0.06ポイント上昇して0.83%になっている。そして、利払費は、平成28年度から令和4年度までは、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少傾向となっていた。これに対して、5年度は、普通国債の利率加重平均が前年度から上昇するとともに、同年度末の普通国債の残高が前年度末から増加した中で、利払費は、平成27年度以来8年ぶりに増加に転じた。令和6年度においても、普通国債の利率加重平均が前年度から上昇するとともに、同年度末の普通国債の残高が前年度末から26.0兆円増加して1079.7兆円となっている中で、利払費は前年度から0.5兆円増加して7.9兆円となっている。

図14 普通国債の残高、利払費及び利率加重平均の推移



注(1) 普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2) 利率加重平均は、割引国債（無利子）を除く。

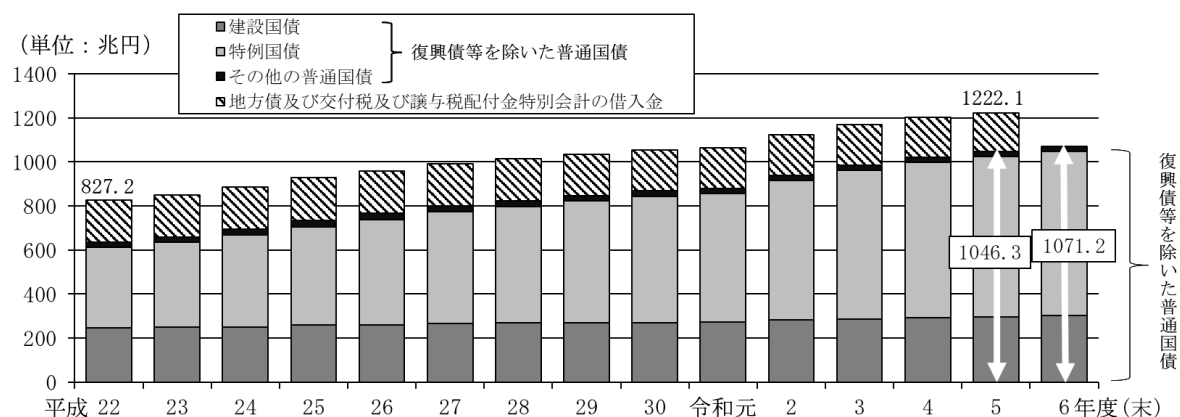
注(3) 利払費は、一般会計における支出済歳出額である。

(3) 債務残高対GDP比

ア 債務残高の推移

債務残高とその内訳について、平成22年度末から令和6年度末までの推移をみると、図15のとおり、普通国債のうち復興債等（その借換債を含む。）を除いた国債（以下「復興債等を除いた普通国債」という。）が債務残高の大半を占めており、その残高は引き続き増加している。そして、6年度末の復興債等を除いた普通国債の残高は、前年度末から24.9兆円増加（対前年度比2.3%増）して、1071.2兆円となっている。

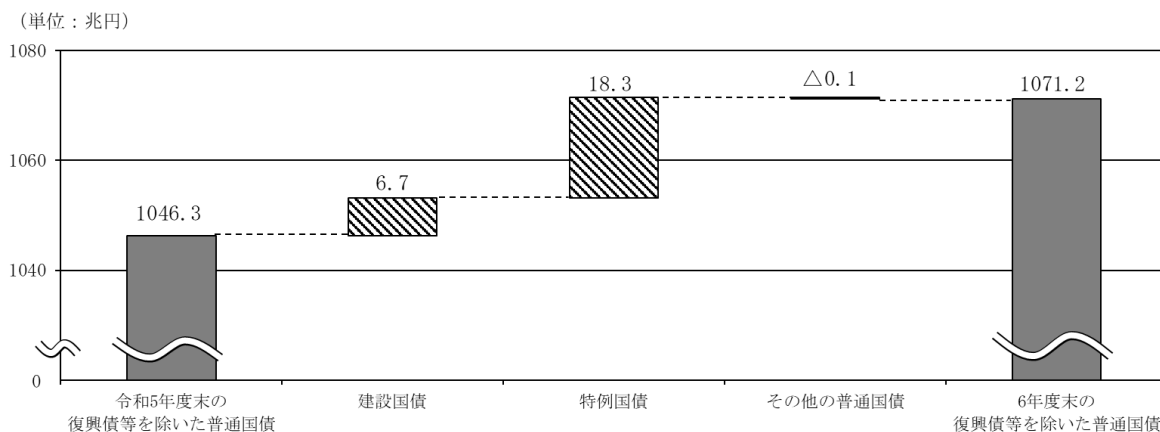
図15 債務残高の推移



- 注(1) 復興債等を除いた普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。
- 注(2) 特例国債には、震災特例国債（阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律（平成7年法律第17号）に基づき平成六年度に発行された国債）を含む。また、その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。
- 注(3) 地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高による。なお、令和6年度末の地方債現在高は、7年9月時点では示されていない。
- 注(4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税及び譲与税配付金特別会計から承継した分及び交付税及び譲与税配付金特別会計の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

6年度末の復興債等を除いた普通国債の前年度末からの増加24.9兆円の内訳を建設国債、特例国債及びその他の普通国債（それぞれの借換債を含む。以下（3）において同じ。）に区分してみると、図16のとおり、その他の普通国債は0.1兆円減少している一方、建設国債が6.7兆円、特例国債が18.3兆円それぞれ増加している。

図16 令和6年度末における前年度末からの復興債等を除いた普通国債の増加の内訳



- 注(1) 復興債等を除いた普通国債等の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。
- 注(2) 「その他の普通国債」は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。
- 注(3) 「建設国債」「特例国債」及び「その他の普通国債」については、前年度からの増減額を示している。

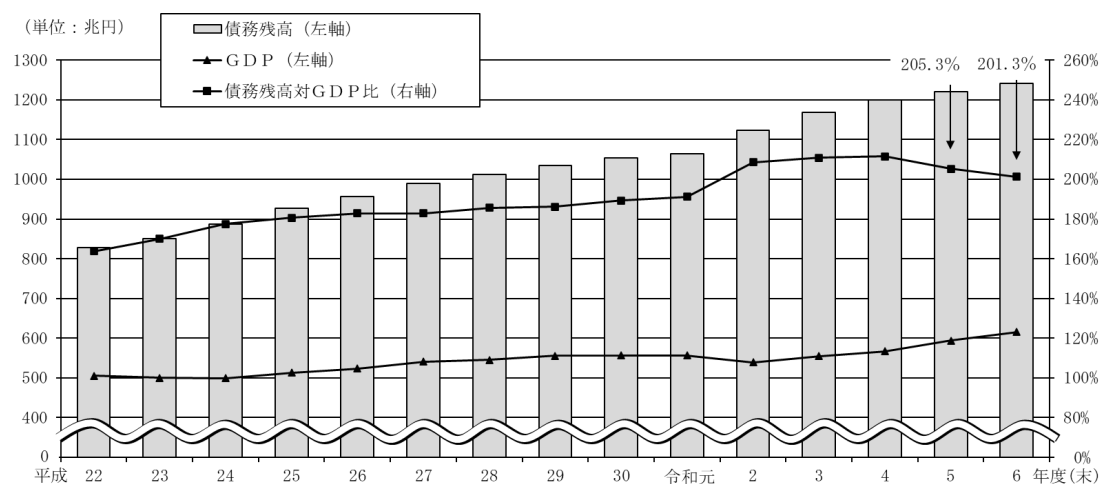
建設国債及び特例国債の残高については、平成22年度末以降、特例国債の残高が建設国債の残高を上回る状況が続いている。また、いずれも22年度末から令和6年度末にかけて増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている（図15参照）。

イ 債務残高及び債務残高対GDP比の推移

債務残高及び債務残高対GDP比について、平成22年度から令和6年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、図17のとおり、債務残高は一貫して増加している。債務残高対GDP比は、4年度までは一貫して上昇していた一方、5年度は、GDPの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから平成22年度以降初めて低下した。令和6年度においても、GDPの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから、債務残高対GDP

比は対前年度比4.0ポイント低下の201.3%となっている。

図17 債務残高及び債務残高対GDP比の推移



注(1) 債務残高及び債務残高対GDP比は、令和7年8月に公表された内閣府試算による。

注(2) GDPは、令和7年9月に公表された内閣府「2025年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値（平成27年基準）」による。

(4) 普通国債の発行・償還等の状況

国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標と、普通国債の発行・償還等との間には一定の関係があることから、普通国債の発行・償還等の推移について、財政健全化の指標の理解に資するための参考として示すと、次のとおりである。

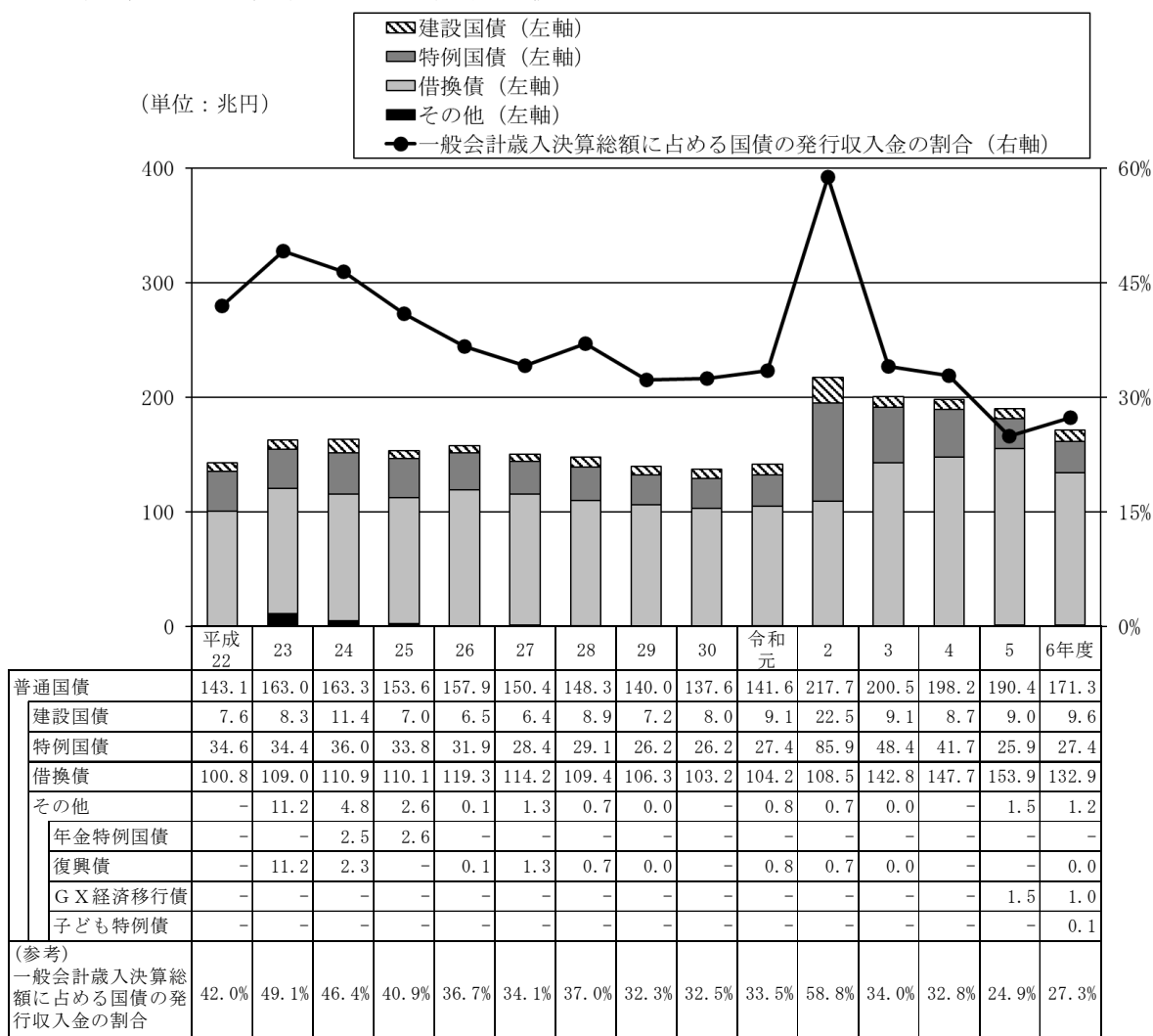
ア 普通国債の発行額の推移

平成22年度から令和6年度までの普通国債の発行額（収入金^(注15)ベース）等の推移をみると、図18のとおり、建設国債は、平成25年度から令和元年度まではおおむね横ばいで、また、特例国債は、平成22年度から30年度までは減少傾向で推移していたものの、いずれも令和2年度に大幅に増加している。そして、建設国債は、3年度には元年度の水準（9.1兆円）に戻っており、6年度は前年度からほぼ横ばいの9.6兆円となっている。特例国債は、3年度以降の各年度で前年度から減少していたものの、6年度は前年度から1.5兆円増加して27.4兆円となっており、元年度の水準（27.4兆円）となっている。一方、借換債は、3年度に増加した以降も各年度で前年度から増加していたが、6年度は前年度から減少して132.9兆円となっている。

国の一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合は、2年度は50%を超える状況となったが、3年度以降の各年度で前年度から低下していたものの、6年度は前年度から上昇して27.3%となっている。

(注15) 収入金ベース 国債の発行額を収入金額を用いて示したもの。4月から翌年3月までの発行収入金をベースに、特会法第47条第1項において認められている会計年度を超えた借換債の前倒し発行分及び公債の発行の特例に関する各法律等により認められている翌年度の4月から6月までの出納整理期間発行分の調整を行っている。

図18 普通国債の発行額（収入金ベース）等の推移



注(1) 「年金特例国債」は、平成28年に改正される前の「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」（平成24年法律第101号）第4条第1項に基づき、基礎年金に係る国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源となる税収が計上されるまでのつなぎとして、24、25両年度に一般会計において発行された公債である。

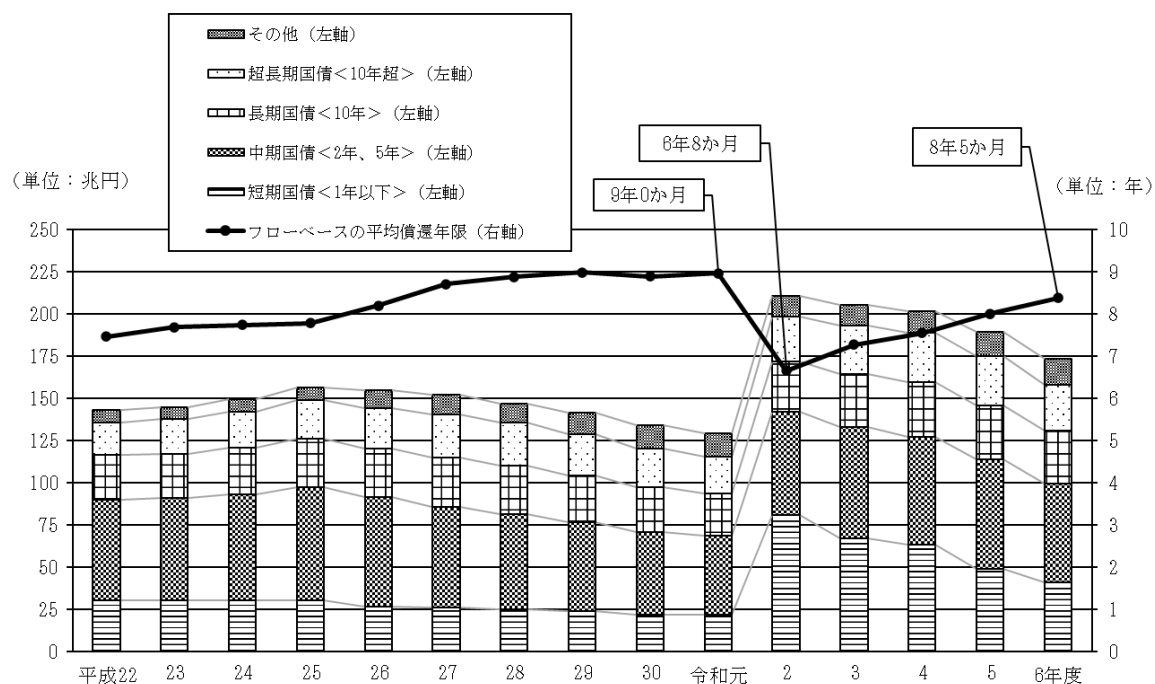
注(2) 「一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合」については、建設国債、特例国債、年金特例国債及び復興債（平成23年度分のみ）が含まれる。

なお、財務省は、国債の確実かつ円滑な発行等を図るために、国債発行に当たっては、市場の動向及び投資家のニーズ等を勘案して、各年度のカレンダーベース市中発行額について償還年限別の発行額を決定している。国債のカレンダーベース市中発行額について償還年限別の推移を示すと、図19のとおりであり、2年度に短期国債の発行額が大幅に増加した結果、フローベースの平均償還年限は、元年度の9年0か月から2年度の6年8か月へと2年以上短期化した。一方、3年度からは短期国債の発行額が前年度から減少するなどした結果、6年度のフローベースの平均償還年限は8年5か月となっている。

(注16) カレンダーベース市中発行額 国債の発行方式は、公募入札を基本とした市中発行方式、個人向け販売及び公的部門発行方式（日銀乗換）の三つに大別され、カレンダーベース市中発行額は、市中発行方式のうち、あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の4月から翌年3月までの発行額（額面）の総額であり、市中発行方式の大半を占めている。なお、カレンダーベース市中発行額には、普通国債のほか、同一の金融商品として普通国債と一体として発行される財投債（特会法第62条第1項の規定に基づき財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計において発行される公債）が含まれる。

(注17) フローベースの平均償還年限 カレンダーベース市中発行額における各国債の償還年限を加重平均したもの

図19 国債のカレンダーベース市中発行額における償還年限別発行額等の推移



注(1) 発行額は、普通国債と財投債の合計額である。

注(2) 「その他」は、流動性供給入札に係る分、変動利付国債<15年>及び物価連動国債<10年>である。

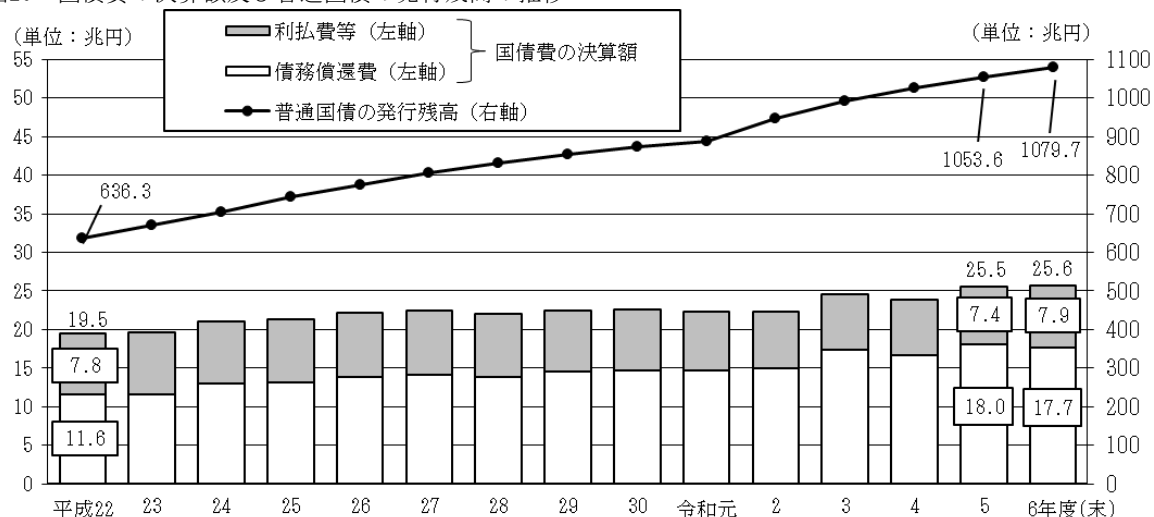
注(3) < >は償還年限を表している。

イ 国債費及び普通国債の発行残高の推移

国債費は、過去に発行された国債の償還及び利払等の財源として一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられた額等であり、国債の償還のために繰り入れられた額（以下「債務償還費」という。）と利子等の支払のために繰り入れられた額等（以下「利払費等」という。）で構成されている。平成22年度から令和6年度までの国債費の決算額の推移についてみると、図20のとおり、債務償還費が増加傾向であることから、国債費の決算額は増加傾向となっていて、平成22年度に19.5兆円であったものが、令和6年度には25.6兆円（対前年度0.1兆円増）となり、この間に6.1兆円増加している。

また、普通国債の発行残高の推移をみると、図20のとおり、一貫して増加しており、平成22年度末に636.3兆円であったものが令和6年度末には1079.7兆円（対前年度26.0兆円増）となり、この間に443.4兆円増加している。

図20 国債費の決算額及び普通国債の発行残高の推移



(注) 普通国債の発行残高は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

3 まとめ

(1) 国・地方P B及び国・地方P B対G D P比

国・地方P B及び国・地方P B対G D P比は、平成22年度から令和6年度まで一般会計P B及び一般会計P B対G D P比とおおむね同じように推移している。6年度の一般会計P Bは、前年度から悪化してマイナス9.1兆円となっている。一般会計P Bの内訳となる税収等及び政策的経費について、平成22年度から令和6年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、6年度においては、税収等及び政策的経費がそれぞれ前年度から減少している。6年度の一般会計P Bの内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、6年度の税収等のうち、租税及印紙収入が3.1兆円増加している一方、前年度剰余金受入が8.7兆円減少している。このうち、6年度の租税及印紙収入についてみると、所得税は減少、法人税及び消費税は増加している。支出面では、6年度の政策的経費のうち、地方交付税交付金等が2.4兆円増加している一方、その他の事項経費が4.1兆円、防衛関係費が2.9兆円それぞれ減少している。また、政策的経費の8割以上を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、防衛関係費及び公共事業関係費についてみると、社会保障関係費については、6年度は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が減少したことなどにより前年度から減少している。地方交付税交付金等については、6年度は前年度から増加している。その他の事項経費については、6年度はエネルギー価格激変緩和対策事業費補助金が減少したことなどにより前年度から減少している。防衛関係費については、6年度は防衛力強化資金への繰入額が減少したことなどにより前年度から減少している。公共事業関係費については、6年度は前年度からほぼ横ばいとなっている。そして、社会保障関係費は、6年度の政策的経費のうち最も大きな割合を占めており、平成22年度から令和6年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっていて、新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた2、3両年度にそれぞれ前年度と比べて大幅に増加したものの、4、5両年度はそれぞれ前年度と比べて大幅に減少して、6年度は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が減少したことなどにより前年度から減少している。

(2) 財政収支対G D P比

財政収支対G D P比は、平成22年度から令和6年度まで一般会計財政収支対G D P比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計P Bの差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対G D P比と一般会計P B対G D P比についても同じように推移しているが、6年度の一般会計財政収支対G D P比は、一般会計P Bが悪化したことなどにより前年度から悪化してマイナス2.7%となっている。一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成22年度から令和6年度までの推移をG D P成長率の推移と併せてみると、税収等については、おおむねG D P成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。6年度においては、G D P成長率はプラスであったものの、前年度剰余金受入の減少等のため税収等は減少している。財政経費については、6年度は前年度から減少しており、その内訳についてみると、政策的経費が4.7兆円減少している一方、利払費が0.5兆円増加している。利払費は、平成28年度から令和4年度までは、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少傾向となっていたが、5年度は平成27年度以来8年ぶりに増加に転じた。令和6年度においても普通国債の利率加重平均が上昇するとともに、普通国債の残高が増加している中で、利払費は前年度から増加している。

(3) 債務残高対G D P比

復興債等を除いた普通国債の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、6年度末の復興債等を除いた普通国債の残高は、前年度末から24.9兆円増加（対前年度比2.3%増）して、1071.2兆円となっている。6年度末の復興債等を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、その他の普通国債（その借換債を含む。）は0.1兆円減少している一方、建設国債（その借換債を含む。以下同じ。）が6.7兆円、特例国債（その借換債を含む。以下同じ。）が18.3兆円それぞれ増加している。建設国債及び特例国債の残高については、平成22年度末から令和6年度末にかけて、いずれも増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている。

債務残高対G D P比については、4年度まで一貫して上昇していた一方、5年度は平成22年度以降初めて低下し、令和6年度においてもG D Pの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから、対前年度比4.0ポイント低下の20

1.3%となっている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政の状況について引き続き注視していくこととする。

(3) 日本銀行の財務の状況

1 日本銀行の金融政策の概要等

(1) 金融政策の概要

日本銀行は、日本銀行法（平成9年法律第89号）に基づき、我が国の中央銀行として、日本銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給することや、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収することにより、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金（以下「日銀当座預金」という。）の残高を増減させることで、金融市場における資金過不足の調整（以下「金融調節」という。）を行っている。

また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、^(注1)補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度の対象となる金融機関に係る日銀当座預金及び準備預り金^(注2)（以下、日銀当座預金及び準備預り金を合わせて「日銀当座預金等」という。）のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額を超える額（以下「超過準備額」という。）並びに準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等^(注3)（以下「非対象先」という。）に係る日銀当座預金（以下、超過準備額及び非対象先に係る日銀当座預金を合わせて「超過準備額等」という。）について、いずれも政策委員会で決定した適用利率（制度導入時は年0.1%）による利息を付するものである。

- (注1) 準備預金制度 準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135号）に基づき、銀行等の預金取扱金融機関について、預金等の債務に所定の率を乗じて算定される額を日本銀行に預け入れることを義務付ける制度
- (注2) 準備預り金 準備預金制度の対象となる金融機関のうち日本銀行と当座預金取引のないものに係る預り金
- (注3) 準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等 準備預金制度の対象とならないが、資金決済等のために日本銀行と当座預金取引を行っている金融機関等のうち証券会社等

(2) 大規模な金融緩和の概要

日本銀行は、25年1月に、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標（以下「物価安定の目標」という。）を導入し、同年4月に、物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために「量的・質的金融緩和」^(注4)の導入を決定した。また、28年1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」^(注5)の導入を、同年9月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」^(注6)の導入をそれぞれ決定するなどしてきた。

そして、日本銀行は、量的・質的金融緩和を始めとする大規模な金融緩和の下で、金融調節の方針（以下「金融市場調節方針」という。）、資産の買入れ方針、長短金利の操作についての方針（以下「金利操作方針」という。）等に基づき、長期国債、指数連動型上場投資信託（以下「E T F」という。）及び不動産投資信託（以下「J－R E I T」という。）の買入れなどを行うとともに、超過準備額等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用するなどしてきた。

- (注4) 量的・質的金融緩和 日本銀行は、平成25年4月に「量的・質的金融緩和」を導入し、金融調節の操作目標を無担保コールレート（オーバーナイト物）から日本銀行が供給する通貨の総量であるマネタリーベースに変更するとともに、マネタリーベース及び長期国債等の保有額を大幅に拡大することなどを決定した。
- (注5) マイナス金利付き量的・質的金融緩和 日本銀行は、平成28年1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入し、従前の「量的・質的金融緩和」に加えて、超過準備額等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用することなどを決定した。
- (注6) 長短金利操作付き量的・質的金融緩和 日本銀行は、平成28年9月に、「量的・質的金融緩和」及び「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の二つの政策枠組みを強化する形で「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入し、従前のマネタリーベース増加額目標に代えて、短期金利については超過準備額等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように長期国債の買入れを行うこととする長短金利の操作についての方針を示すことなどを決定した。

(3) 金融政策の枠組みの見直し等

ア 金融政策の枠組みの見直し

日本銀行は、令和6年3月に、物価安定の目標が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断し、これまでの長短金利操作付き量的・質的金融緩和の枠組み及びマイナス金利政策は、その役割

を果たしたと考えているとして、「金融政策の枠組みの見直し」を決定した。そして、引き続き物価安定の目標の下で、その持続的・安定的な実現という観点から、短期金利の操作を主たる政策手段として、経済・物価・金融情勢に応じて適切に金融政策を運営することとした。

イ 金融市場調節方針の変更等

日本銀行は、6年3月に、金融政策の枠組みの見直しの決定に併せて、金融市場調節方針等について次のとおりとすることを決定した。すなわち、金融市場調節方針として、それまでの金利操作方針に代えて、無担保コールレート（オーバーナイト物）を「0～0.1%程度」で推移するように促すこととし、これを実現するために、超過準備額等に付する利息について年0.1%の利率を適用することとした。そして、資産の買入れ方針として、長期国債については、これまでとおおむね同程度の金額で買入れを継続することとし、E T F 及び J - R E I T については、新規の買入れを終了することとした。^(注7)^(注8)

また、日本銀行は、6年7月に、物価安定の目標の持続的・安定的な実現という観点から金融緩和の度合いを調整することが適切であると判断し、金融市場調節方針を変更して無担保コールレート（オーバーナイト物）を0.25%程度で推移するように促すこととし、超過準備額等に付する利息について年0.25%の利率を適用することとした。そして、長期金利は金融市場において形成されることが基本であり、日本銀行による長期国債の買入れは国債市場の安定に配慮するための柔軟性を確保しつつ予見可能な形で減額していくことが適切であるとして、月間の長期国債の買入予定額を、2024年（6年）8月から2026年（8年）3月までの間に原則として毎四半期4000億円程度ずつ減額し、「2026年1～3月に3兆円程度」とする計画を決定した^(注9)（図表1参照。以下、月間の長期国債の買入予定額を減額する計画を「減額計画」という。）。日本銀行は、減額計画により、保有する長期国債（以下「保有長期国債」という。）の残高は2026年（8年）3月までに「およそ7～8%」減少するとしている。

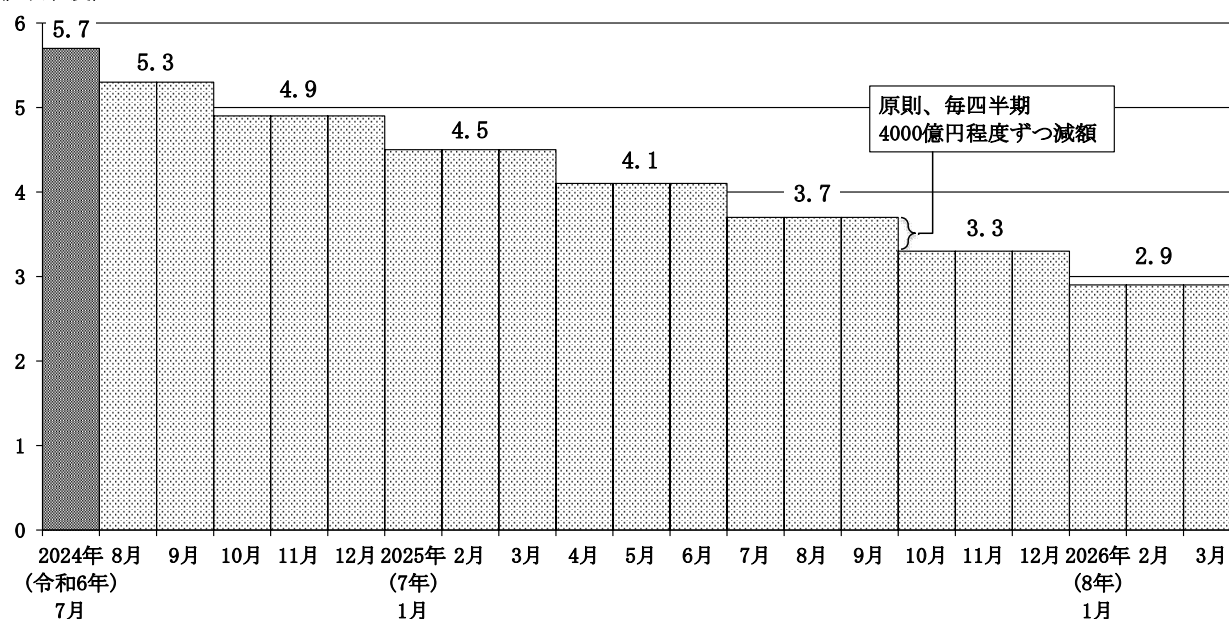
(注7) 資産の買入れ方針の決定時における足元の長期国債の月間買入額は6兆円程度となっていた。日本銀行は、実際の買入れについては、ある程度の幅をもって予定額を示すこととし、市場の動向や国債需給等を踏まえて実施していくこととしていた。

(注8) その後、日本銀行は、令和7年9月に、保有するE T F 及び J - R E I T について、当分の間、それぞれ年間3300億円程度及び年間50億円程度のペースで、取引所市場で形成される価格に基づき、市場への売却を行うことを決定している。

(注9) その後、日本銀行は、令和7年6月に、減額計画の中間評価を行い従来の減額計画を維持するとともに、2026年（8年）4月以降の月間の長期国債の買入予定額について、同年4月から2027年（9年）3月までの間に原則として毎四半期2000億円程度ずつ減額し、「2027年1～3月に2兆円程度」とする新たな減額計画を決定している。

図表1 月間の長期国債の買入予定額

(兆円程度)



(注) 2024年(令和6年)7月の5.7兆円程度は実績額である。

さらに、日本銀行は、7年1月に、金融市場調節方針を変更して無担保コールレート(オーバーナイト物)を0.5%程度で推移するように促すこととし、超過準備額等に付する利息について年0.5%の利率を適用することとした。

(4) 中央銀行の財務と金融政策運営に関する基本的な考え方

日本銀行は、5年12月に、中央銀行の財務と金融政策運営に関する基本的な考え方を整理した調査論文「中央銀行の財務と金融政策運営」(日本銀行企画局)を公表している。そして、この中で、中央銀行は、継続的に通貨発行益が発生するため、やや長い目でみれば、通常、収益が確保できる仕組みとなっているほか、自身で銀行券や当座預金といった支払決済手段を提供できることから、一時的に赤字又は債務超過となっても政策運営能力に支障を生じないとした上で、ただし、いくら赤字や債務超過になっても問題ないということではなく、中央銀行の財務リスクが着目されて金融政策を巡る無用の混乱が生ずる場合、そのことが中央銀行又は通貨の信認の低下につながるリスクがあるため、財務の健全性を確保することは重要であるとしている。また、一般に、大規模な資産買入れなどの金融緩和を実施している局面ではバランスシートの拡大により収益が押し上げられる一方、バランスシートが縮小していく出口の局面では、当座預金に付される金利の引上げなどによって、収益が減少しやすいという特徴があることを踏まえて、出口に向けた収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、債券取引損失引当金の制度を拡充するなど、自己資本の充実に努めてきているなどとしている。

(注10) 通貨発行益 日本銀行は、令和5年12月に公表した「中央銀行の財務と金融政策運営」(日本銀行企画局)において、中央銀行は、通常、買い入れた国債等から利息収入を得る一方、負債である当座預金のうち預け入れることが義務付けられている部分や銀行券に対しては金利が付されない収益構造となっているため、安定的に収益を上げることができることとなっており、この収益を「通貨発行益」というとしている。

2 日本銀行の財務の状況

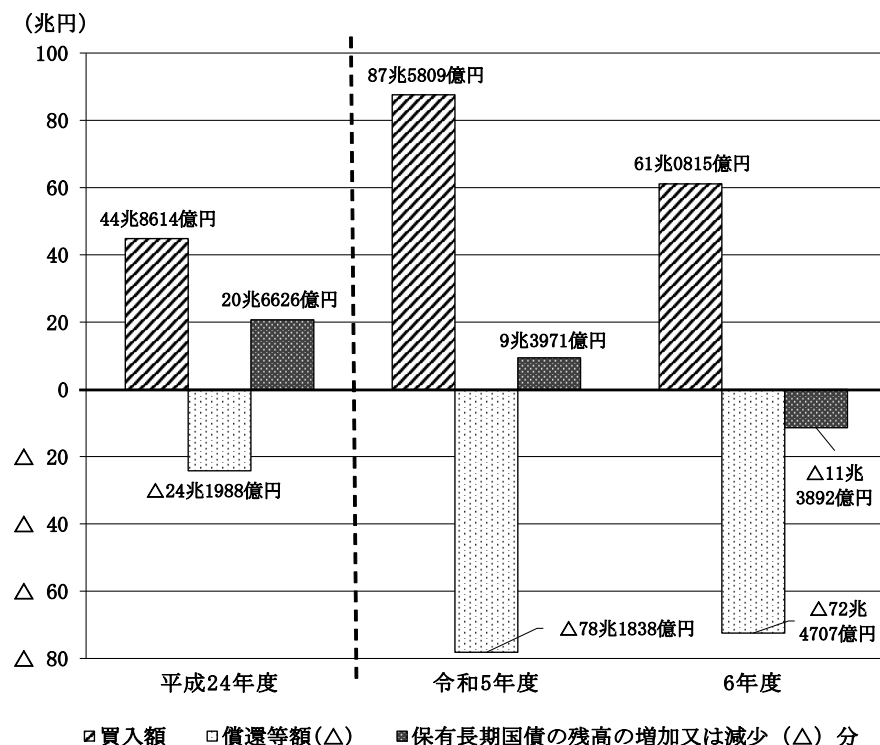
(1) 資産、負債等

ア 長期国債

日本銀行は、長期国債について、6年3月に金融政策の枠組みの見直しを決定するまでの間、大規模な金融緩和の下で買入れを行い保有額を大幅に拡大してきた。そして、この決定以降も従前とおおむね同程度の金額で買入れを継続することとしていたが、同年7月に決定した減額計画に基づき、同年8月から8年3月までの間は、月間の長期国債の買入予定額を原則として毎四半期4000億円程度ずつ減額しながら買入れを行うこととしている。

6年度における長期国債の買入額等の状況をみると、図表2のとおり、買入額は、日本銀行が減額計画に基づき買入れの減額を進めたことなどにより、前年度から26兆4994億円減少して61兆0815億円（量的・質的金融緩和導入前の平成24年度は44兆8614億円）となっている。また、保有長期国債の償還等額（償還期限が到来して償還された保有長期国債の金額等をいう。以下同じ。）は、前年度から5兆7131億円減少して72兆4707億円（同24兆1988億円）となっている。このように、令和6年度は買入額が償還等額を下回ったことから、その差額の11兆3892億円分について保有長期国債の残高が前年度末から減少することになる。

図表2 長期国債の買入額等の状況



(注) 償還等額には、償却原価法（（注11）参照）による評価替えに伴う帳簿価額の変動額等が含まれる。

日本銀行は、保有長期国債については、中央銀行としての財務の特性や原則として償還期限まで保有している実態等を踏まえて、会計規程（平成10年10月制定）に基づき、償却原価法^(注11)により評価を行うこととしている。このため、保有長期国債の貸借対照表価額は、取得原価と額面金額との差額を償還期限に至るまで毎期均等に取得原価に加減して算定した金額が計上されており、時価の変動による影響を受けることはない。

一方、日本銀行は、国債を含む保有有価証券の時価に係る情報を決算説明資料等において参考情報として公表している。

6年度末における保有長期国債の貸借対照表価額、含み損益等の状況をみると、図表3のとおり、貸借対照表価額は、買入額が償還等額を下回ったことから、前年度末から11兆3892億円減少して574兆2275億円（平成24年度末91兆3492億円の約6.2倍）となっている。また、含み損益については、市場金利の動向を反映して時価が貸借対照表価額を下回って含み損が生じており、その額は前年度末から19兆1913億円増加して28兆6228億円（24年度末は2兆5248億円の含み益）となっている。

この含み損については、日本銀行が保有長期国債の評価方法として償却原価法を採用している中で、保有長期国債を償還期限まで売却せずに保有していれば顕在化することはないと考えられる。

(注11) 償却原価法 取得原価と額面金額との差額を償還期限までの間、毎期均等に償却する方法であり、これに伴う損益は、日本銀行の損益において、長期国債利息に含める形で計上される。

図表3 保有長期国債の貸借対照表価額、含み損益等の状況

(単位：億円)

区 分	平成 24年度末	令和 5年度末	6年度末
貸借対照表価額(a)	91兆3492	585兆6168	574兆2275
時価(b)	93兆8741	576兆1853	545兆6046
含み損(△)益(c)=(b)-(a)	2兆5248	△9兆4314	△28兆6228

また、令和6年度末における保有長期国債について、償還期限までの残存期間別の残高の状況をみると、図表4のとおり、1年以内に償還期限が到来する残存期間「1年以下」の残高は、前年度末から11兆7661億円増加して80兆2438億円（平成24年度末は22兆9670億円）となっている。

図表4 保有長期国債の残存期間別の残高等の状況

(単位：億円、年)

残存期間	平成 24年度末	令和 5年度末	6年度末
1年以下	22兆9670	68兆4777	80兆2438
1年超3年以下	32兆7683	133兆8729	131兆3290
3年超5年以下	9兆3225	102兆2422	96兆3051
5年超10年以下	16兆5795	175兆3314	167兆0105
10年超	8兆5450	97兆3761	93兆3709
残高計	90兆1823	577兆3003	568兆2593
平均残存期間	3.9	6.6	6.4

注(1) 残存期間別の残高は額面金額ベースであり、その合計は貸借対照表価額とは一致しない。

注(2) 平均残存期間は、銘柄別の残高等を基に加重平均して算出しており、小数点第2位以下を四捨五入している。

イ E T F 及び J - R E I T

日本銀行は、E T F 及び J - R E I T について、令和6年3月に金融政策の枠組みの見直しを決定するまでの間、大規模な金融緩和の下で買入れを行い保有額を大幅に拡大してきたが、この決定に併せて新規の買入れを終了することとしており、その後の買入れは行われていない。

日本銀行は、E T F 及び J - R E I T については、金融政策目的で買い入れたものであり、その保有の目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、会計規程に基づき、^(注12)原価法により評価を行うこととしている。そして、保有等に伴う損失発生可能性に備えて、同規程に基づき、E T F 及び J - R E I T の時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額（貸借対照表価額）を下回る場合には、その差額に対してそれぞれの引当金を年度末等に計上することとしている。

6年度末における E T F 及び J - R E I T の貸借対照表価額及び含み損益の状況をみると、図表5のとおり、^(注13)貸借対照表価額は、それぞれ前年度末とほぼ同額の37兆1861億円（平成24年度末1兆5440億円の約24.0倍）及び6657億円（同1189億円の約5.5倍）となっている。また、含み損益については、株式市場等の動向を反映し、^(注14)いずれも時価が貸借対照表価額を上回って含み益が生じており、それぞれ、E T F は前年度末から4兆4408億円減少して32兆8712億円（24年度末は5501億円）、J - R E I T は前年度末から293億円減少して532億円（同718億円）となっている。このように、いずれも含み益が生じているため、上記の引当金は計上されていない。

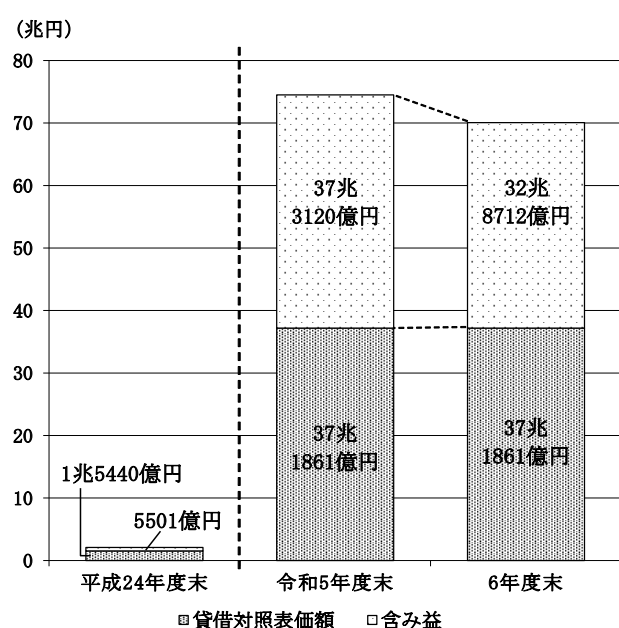
(注12) 原価法 取得原価により貸借対照表に計上する方法

(注13) 令和6年度末における E T F 及び J - R E I T の貸借対照表価額について、E T F は金融機関等に対する保有銘柄の貸付けに係る未収貸借取引収益が減少したこと、J - R E I T は保有銘柄の一部について資本の払戻しが行われたことから、それぞれ前年度末から若干減少している。

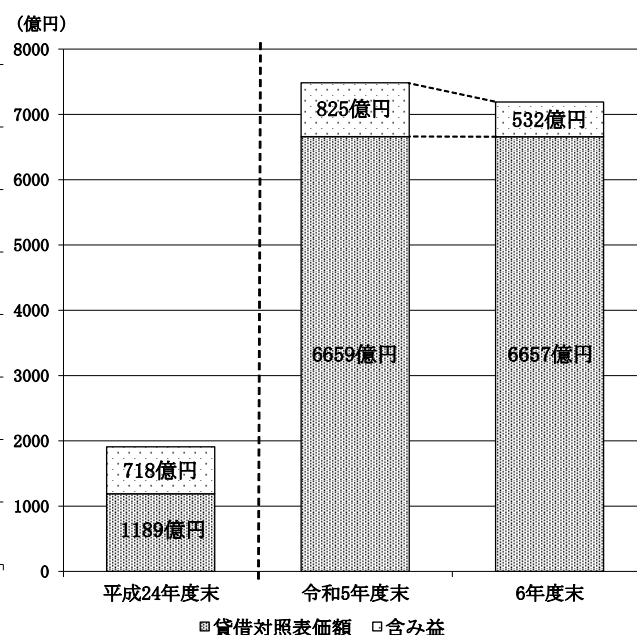
(注14) 日本銀行は、令和6年度末時点の E T F の保有状況を前提として機械的に試算すると、日経平均株価が1万9000円程度を下回る場合や東証株価指数（T O P I X）が1400ポイント程度を下回る場合に E T F 全体の時価が貸借対照表価額を下回る計算となるとしている。そして、この場合は含み損が生ずることになるが、日本銀行は、このような場合には、その含み損に対して引当金を計上するため、これにより日本銀行の財務の健全性の確保を図ることができるなどとしている。

図表5 ETF及びJ-REITの貸借対照表価額及び含み損益の状況

(1) ETF



(2) J-REIT



(注) ETF及びJ-REITは、国債のように償還期限が設定されるものではないため、その保有残高は処分、減損処理等によって減少することとなり、処分が行われる場合には、ETF及びJ-REITの帳簿価額と処分価格との差額が損益としてそれぞれ計上されることになる。

ウ 総資産残高、総負債残高等

令和6年度末における総資産残高は、図表6及び図表7のとおり、前年度末から26兆6562億円減少して729兆7669億円（平成24年度末は164兆8127億円）となっている。これは、保有長期国債が前年度末から11兆3892億円減少して574兆2275億円（同91兆3492億円）となったことや、共通担保資金供給オペレーションに係る貸付残高が減少したことなどにより「貸出金」が前年度末から11兆0953億円減少して96兆8126億円（同25兆4870億円）となったことなどによる。

また、令和6年度末における総負債残高は、前年度末から26兆7476億円減少して723兆8398億円（平成24年度末は161兆5239億円）となっている。これは、「その他預金」が前年度末から9兆1740億円増加して47兆0174億円（同1911億円）となった一方、減額計画に基づく長期国債の買入れの減額等による資金供給の減少により日銀当座預金が前年度末から30兆7493億円減少して530兆4326億円（同58兆1289億円）となったことなどによる。

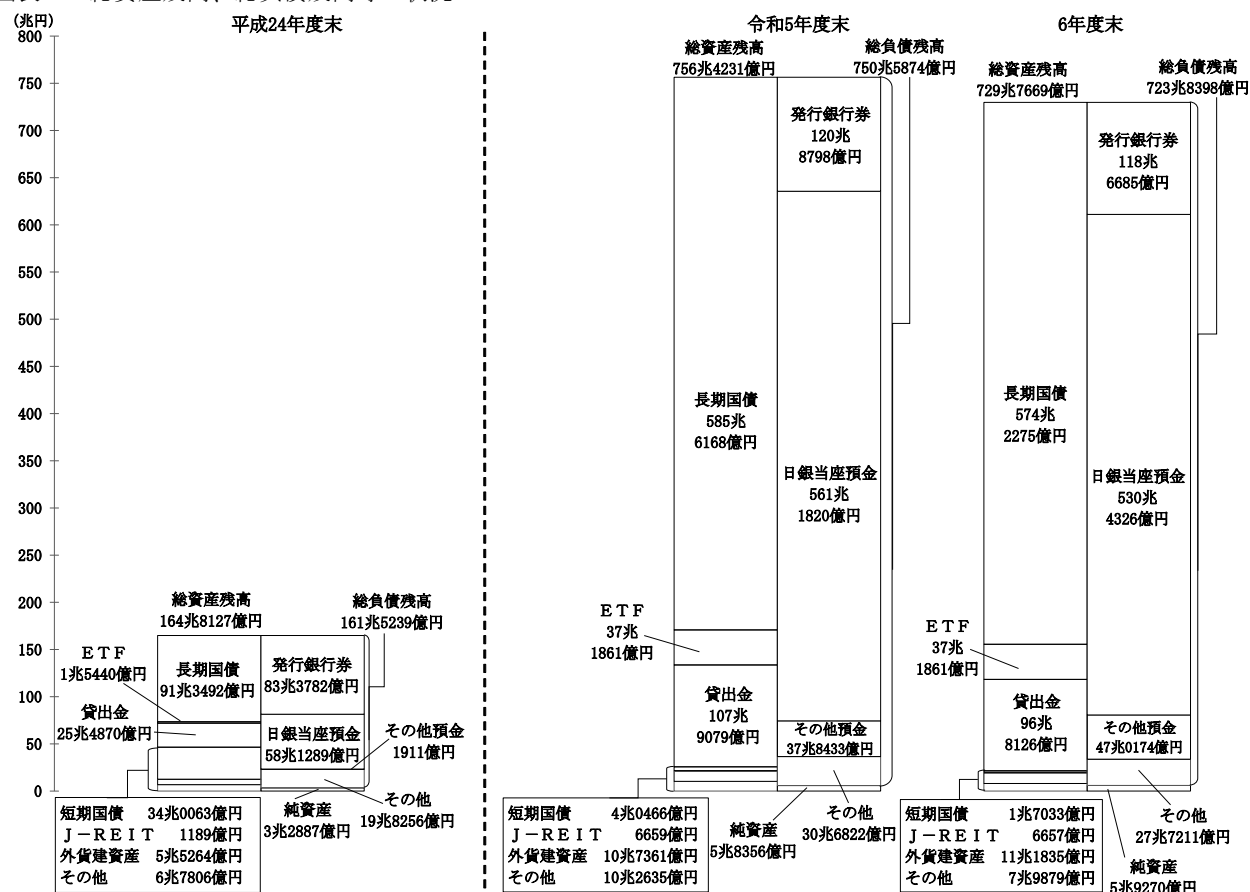
このように、令和6年度末における総資産残高及び総負債残高は、いずれも前年度末から減少しているが、量的・質的金融緩和導入前の平成24年度末と比較すると約4.4倍の規模となっている。

(注15) 共通担保資金供給オペレーション 日本銀行が、公開市場操作として、金融機関等からあらかじめ差し入れられた国債等の適格担保を担保として、金融市場の情勢等を勘案し貸付けの都度貸付期間を決定して当該金融機関等に対して行う資金供給

(注16) 貸出金 日本銀行が、金融緩和効果を一段と浸透させるなどのために、金融機関等に対する資金供給として行っている各種の貸付けに係る残高であり、この残高は、日本銀行の貸借対照表の資産科目である「貸出金」に計上される。

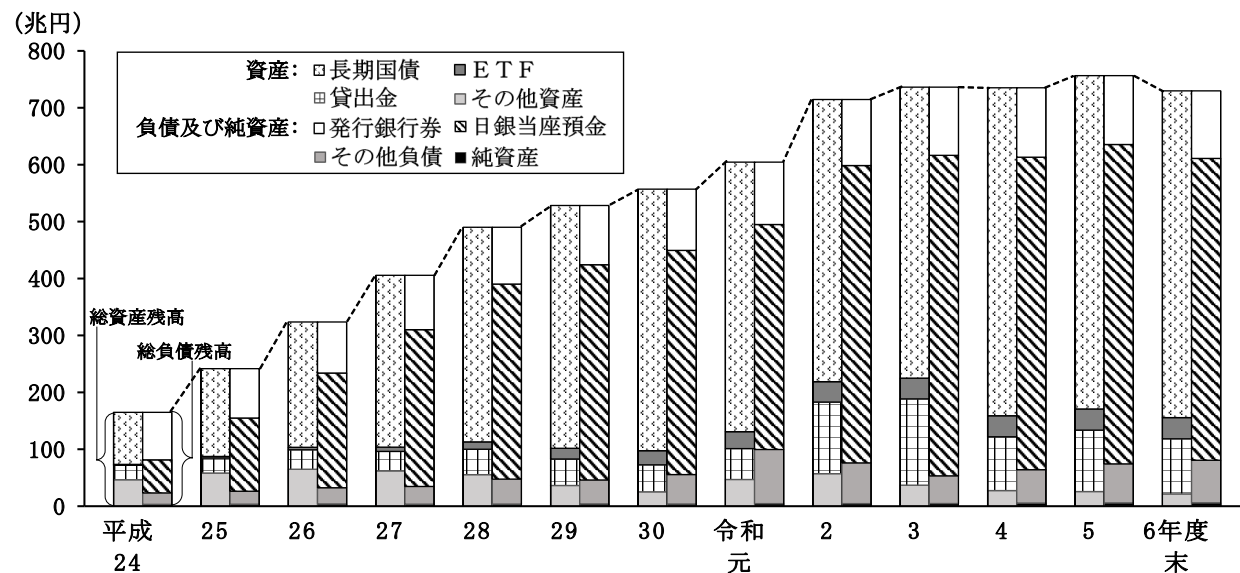
(注17) その他預金 外国中央銀行等から受け入れた預金

図表6 総資産残高、総負債残高等の状況



(注) 資産の「外貨建資産」は、国際金融協力の実施等に備える目的で保有している外貨預け金、外貨債券、外貨投資信託及び外貨貸付金である。

図表7 総資産残高、総負債残高等の推移



(2) 損益、当期剰余金の処分等

ア 長期国債利息等

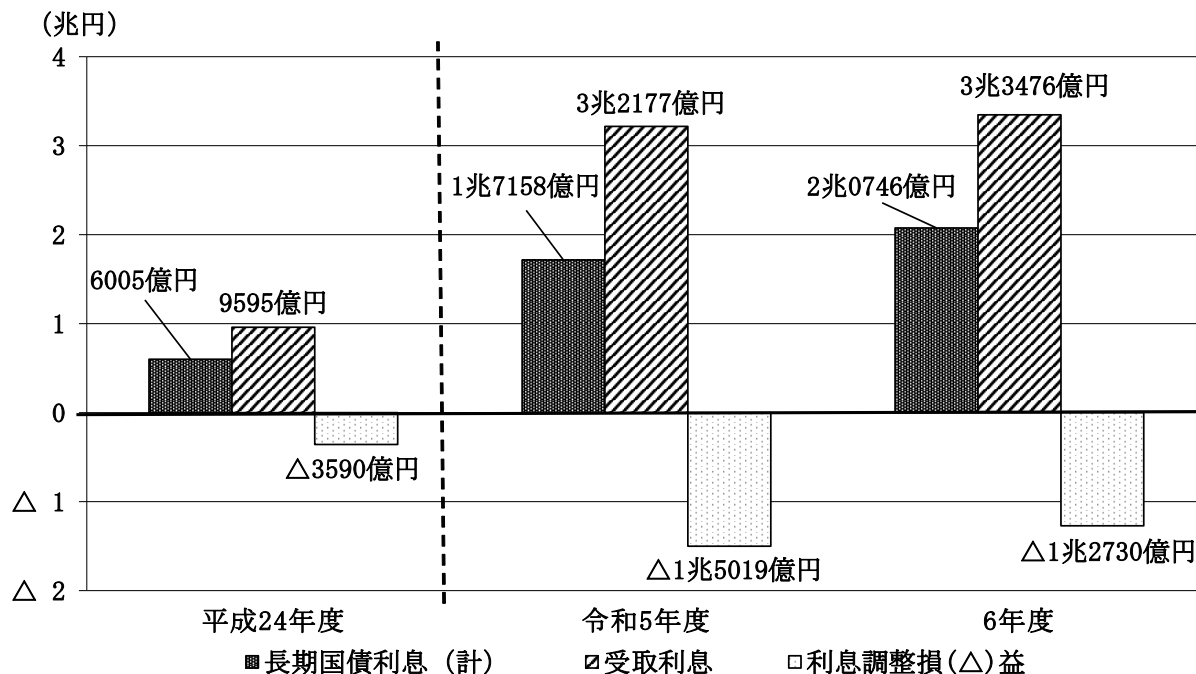
日本銀行は、保有長期国債から得られる長期国債利息について、会計規程に基づき、保有長期国債の受取利息に償却原価法に基づく利息調整損益を加減して算定することとしている。^(注18)

令和6年度における長期国債利息の状況を見ると、図表8のとおり、前年度から3587億円増加して2兆0746億円（平成24年度6005億円の約3.4倍）となっている。これは、相対的に表面利率の高い保有長期国債の残高が

増加したことなどにより受取利息が前年度から1298億円増加して3兆3476億円（24年度は9595億円）となったほか、額面金額を上回る価額で長期国債を買い入れたことに係る利息調整損が減少したことなどにより利息調整損益のマイナス幅が前年度から2289億円縮小して1兆2730億円（同3590億円）となったことによる。

（注18） 償却原価法に基づく利息調整損益 償却原価法では、保有長期国債の貸借対照表価額及び長期国債利息は、いずれも、保有長期国債の取得原価と額面金額との差額を取得年度以降償還期限に至るまで每期均等に加減して算定することとなっており、取得原価が額面金額を上回る部分が利息調整損、下回る部分が利息調整益となる。

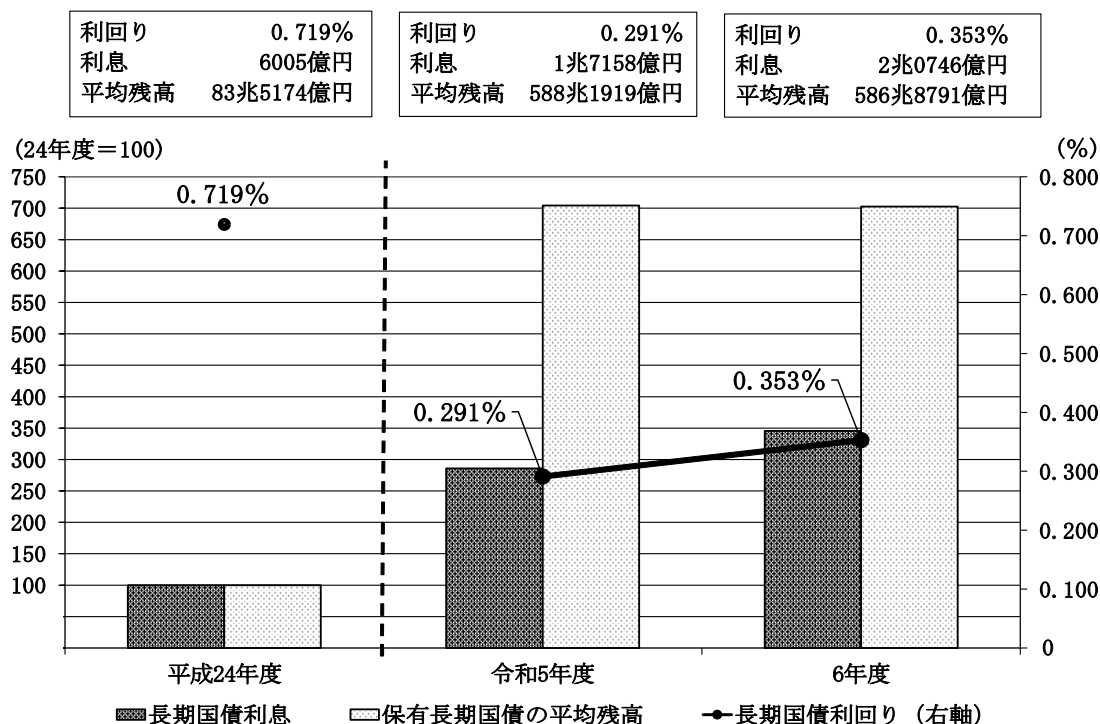
図表8 長期国債利息の状況



また、令和6年度における保有長期国債の利回りの状況を見ると、図表9のとおり、前年度の0.291%から0.062ポイント上昇して0.353%（平成24年度は0.719%）となっている。これは、過去に買い入れた相対的に利回りの低い保有長期国債が償還された一方で、新たに相対的に利回りの高い長期国債を買い入れたことなどによる。

（注19） 保有長期国債の利回り 各年度において長期国債利息を保有長期国債の平均残高で除して得た比率

図表9 保有長期国債の利回りなどの状況



(注) 「長期国債利息」及び「保有長期国債の平均残高」の棒グラフは、それぞれ平成24年度の数値を100とした場合の指数を示している。

イ 補完当座預金制度に係る支払利息

日本銀行は、令和6年3月の金融政策の枠組みの見直しの決定に併せて、日銀当座預金等のうち超過準備額等全体の残高に対して年0.1%の利率を適用することとした。そして、同年7月及び7年1月に適用利率を変更して、それぞれ年0.25%及び年0.5%に引き上げている。

6年度における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、上記のとおり超過準備額等の残高に対する適用利率が年0.1%から年0.5%へと段階的に引き上げられたことなどから、図表10のとおり、前年度から1兆0629億円と大幅に増加して1兆2517億円（平成24年度315億円の約39.6倍）となっている。

(注20) 日本銀行は、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入の決定に併せて平成28年1月に改正した補完当座預金制度の下で、日銀当座預金等を3段階の階層に分割し、それぞれの階層に応じて年0.1%、年0%及び年マイナス0.1%の利率を適用することとしていたが、令和6年3月の金融政策の枠組みの見直しの決定に併せてこの階層構造を廃止した。

図表10 補完当座預金制度に係る支払利息等の状況

(単位：億円)

区 分	平成 24年度	令和 5年度	6年度
補完当座預金制度に係る 支払利息	315	1887	1兆2517
超過準備額等の残高	32兆5519	505兆2768	515兆9084

注(1) 令和5年度の補完当座預金制度に係る支払利息の額は、5年4月1日から6年3月20日までの間、超過準備額等の一部に対して年マイナス0.1%の利率を適用して算定された受取利息が発生していたため、年0.1%の利率に係る支払額2121億円から年マイナス0.1%の利率に係る受取利息233億円を減じて算定されている。

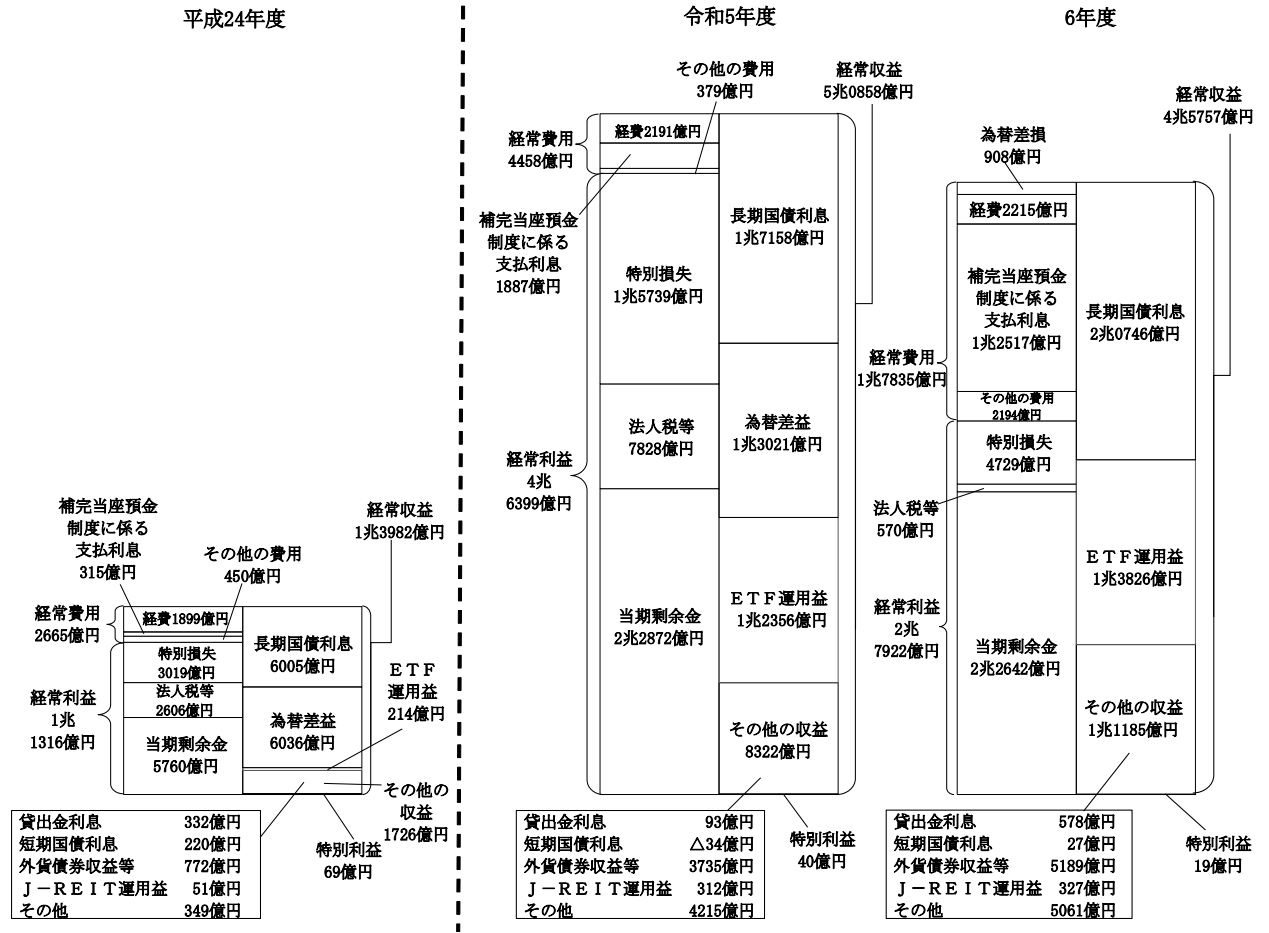
注(2) 超過準備額等の残高は、各年4月から翌年3月までの各積み期間（当月16日から翌月15日までの期間）における平均残高の平均である。

ウ 経常損益

令和6年度における経常損益の状況をみると、図表11及び図表12のとおり、収益面では、長期国債利息が前年度から3587億円増加して2兆0746億円（平成24年度は6005億円）となった一方、外貨建資産から生ずる為替差損益について、為替レートの変動の影響を受けて前年度の1兆3021億円の為替差益が908億円の為替差損（同6036億円の為替差益）に転じたことなどから、経常収益は前年度から5100億円減少して4兆5757億円（同1

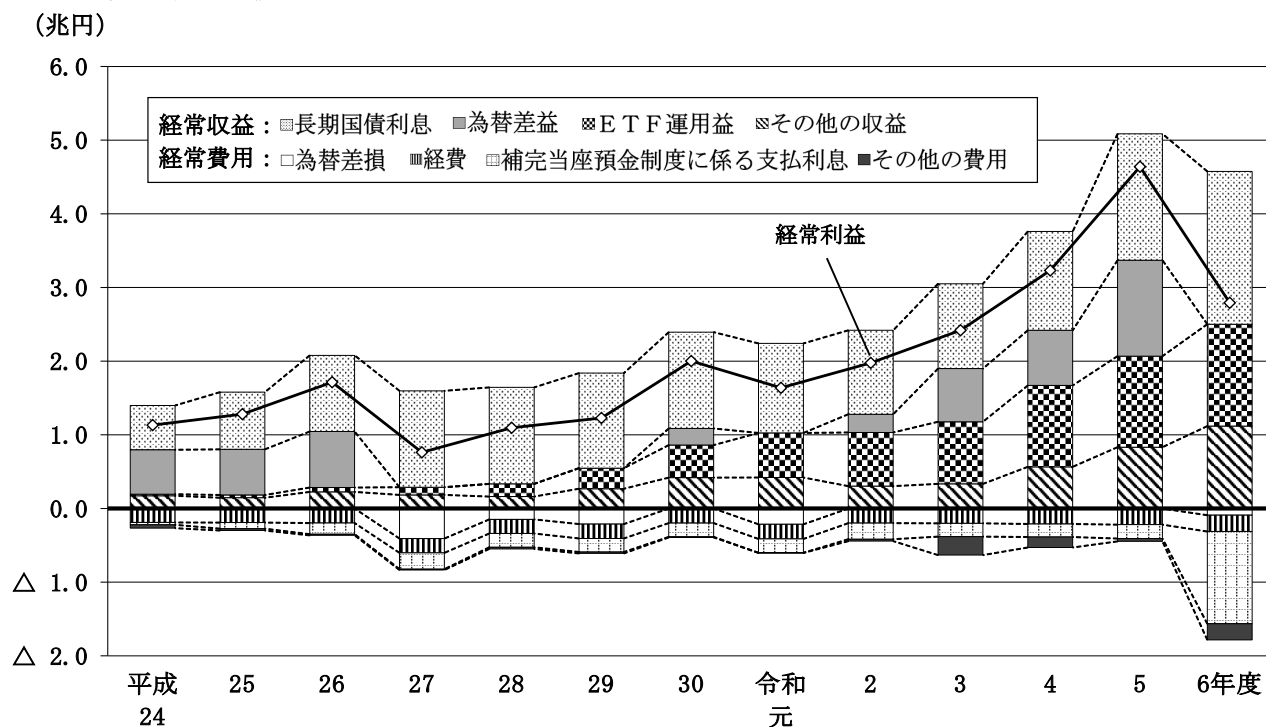
兆3982億円)となっている。また、費用面では、補完当座預金制度に係る支払利息が前年度から1兆0629億円増加して1兆2517億円(同315億円)となったことなどから、経常費用は前年度から1兆3376億円増加して1兆7835億円(同2665億円)となっている。そして、経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は、前年度から1兆8477億円減少して2兆7922億円(24年度1兆1316億円の約2.4倍)となっている。

図表11 経常損益の状況



(注) 令和6年度の特別損失4729億円(5年度は1兆5739億円)のうち4727億円(同9227億円)は債券取引損失引当金に積み立てた額である。

図表12 経常損益の推移



エ 特別損益としての債券取引損失引当金積立額等

日本銀行は、金融調節等を通じて取得した長期国債又は外貨建資産について、日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）等に基づき、各年度において、収益の額が損失の額を超えるときは、その超える部分の金額の全部又は一部を、財務大臣の承認を受けて、それぞれ債券取引損失引当金又は外国為替等取引損失引当金として積み立てることができることとなっている。そして、両引当金は、会計規程に基づき、貸借対照表の負債に計上され、その積立額又は取崩額は、特別損益の経理においてそれぞれ特別損失又は特別利益に計上されることとなっている。

両引当金のうち債券取引損失引当金については、量的・質的金融緩和の実施に伴って日本銀行に生じ得る収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、27年11月の日本銀行法施行令等の改正を経て制度が拡充されており、27年度決算から当分の間、収益の額に長期国債利息の金額の全部又は一部を含めること、損失の額に有利子負債に係る支払利息の金額を含めることとなっている。

また、会計規程によれば、両引当金の積立て又は取崩しは、後掲の日本銀行の自己資本比率が、各上半期及び各年度において10%程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲となるよう運営するとされており、その積み立てるべき又は取り崩すべき金額は、長期国債又は外貨建資産に係る損益の50%に相当する金額を目途として、自己資本比率の水準及び損益の動向等を勘案して定めるなどとされている。

令和6年度における特別損益の状況をみると、図表13のとおり、債券取引損失引当金の積立額が特別損失のほとんどを占めている。そして、債券取引損失引当金は、財務大臣の承認を受けて、長期国債利息2兆0746億円に所定の比率を乗じて得た収益の額1兆8315億円と、有利子負債に係る支払利息1兆2869億円等の損失の額1兆3587億円との差額の100%に相当する額が積み立てられており、積立額は前年度から4499億円減少して4727億円（平成24年度は計上なし）となっている。

また、外国為替等取引損失引当金は、前年度の1兆3021億円の為替差益が908億円の為替差損に転じているが、取崩しは行われていない（同3018億円の積立て）。

日本銀行は、令和6年度に長期国債に係る損益の100%に相当する額を債券取引損失引当金に積み立てたこと及び外国為替等取引損失引当金の取崩しを行わなかったことについては、今後更なる収益の下振れや自己資本の減少が見込まれる中で、日本銀行の財務の状況や収益の動向等を総合的に勘案して決定したとしている。

（注21） 日本銀行は、平成27年11月の債券取引損失引当金の制度の拡充について、こうした措置は収益の

振幅を平準化して財務の健全性を確保する観点から大きな効果を持ち、事前の対応としては十分なものであるが、日本銀行の財務は将来における経済・物価情勢、金利環境等によって大きく変わり得るため、今後とも財務の健全性を確保する観点から適切に対応していく必要があると考えているとしている。

- (注22) 債券取引損失引当金制度が拡充される前の収益の額は、長期国債の売却及び償還により生ずる利益の金額とされていた。同様に損失の額は、その売却及び償還並びに年度末における評価換えにより生ずる損失の金額とされていた。
- (注23) 有利子負債 超過準備額、売出手形等
- (注24) 日本銀行は、自己資本比率の水準としては、過去における保有資産の価格変動等による損失発生状況等を勘案して10%程度を確保することが適当であると考えているとしている。
- (注25) 有利子負債の平均残高（令和6年度は518兆1255億円）を保有長期国債の平均残高（同586兆8791億円）で除して得た比率（同88.28%）

図表13 特別損益としての債券取引損失引当金積立額等の状況

(単位：億円、%)

区 分	平成 24年度	令和 5年度	6年度
特別利益(a)	69	40	19
うち債券取引損失引当金取崩額	—	—	—
うち外国為替等取引損失引当金取崩額	—	—	—
両引当金取崩額の合計(b)	—	—	—
両引当金取崩額の割合(b)/(a)	—	—	—
特別損失(c)	3019	1兆5739	4729
うち債券取引損失引当金積立額	—	9227	4727
うち外国為替等取引損失引当金積立額	3018	6510	—
両引当金積立額の合計(d)	3018	1兆5737	4727
両引当金積立額の割合(d)/(c)	99.9	99.9	99.9

オ 当期剰余金及びその処分

各年度における剰余金（以下「当期剰余金」という。）は、経常利益に特別損益を加減したものから法人税等を差し引いた額となっている。

6年度における当期剰余金の状況をみると、図表14のとおり、前年度から229億円減少して2兆2642億円（平成24年度は5760億円）となっている。これは、前年度と比較して、経常利益が1兆8477億円減少した一方、特別損失が1兆1010億円減少したこと、法人税等が7258億円減少したことなどによる。

また、日本銀行は、日本銀行法に基づき、各年度の損益計算上当期剰余金を生じたときは、当期剰余金の5%に相当する金額を準備金（以下「法定準備金」という。）として積み立てなければならないこととなっている。^(注26)そして、法定準備金の積み立てについては、債券取引損失引当金等の積み立て又は取崩しの場合と同様に、会計規程に基づき、自己資本比率が10%程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲となるよう運営することとなっている。

令和6年度における法定準備金は、当期剰余金の5%に相当する額が積み立てられており、積立額は、当期剰余金が減少したことから、前年度から11億円減少して1132億円（平成24年度は288億円）となっている。

また、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金のうち法定準備金への積み立て及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

令和6年度における国庫納付金は、当期剰余金が減少したことなどから、前年度から217億円減少して2兆1510億円（平成24年度は5472億円）となっている。

- (注26) 日本銀行法では、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当期剰余金の5%に相当する額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。

図表14 当期剰余金及びその処分の状況

(単位：億円、%)

区 分	平成 24年度	令和 5年度	6年度
経常利益(a)	1兆1316	4兆6399	2兆7922
特別利益(b)	69	40	19
特別損失(c)	3019	1兆5739	4729
法人税等(d)	2606	7828	570
当期剰余金(e)=(a)+(b)-(c)-(d)	5760	2兆2872	2兆2642
法定準備金積立額(f)	288	1143	1132
積立率(f)/(e)	5.0	5.0	5.0
配当金(g)	0	0	0
国庫納付金(h)=(e)-(f)-(g)	5472	2兆1728	2兆1510

(注) 配当金は、出資者に対して各年度総額500万円が支払われている。

(3) 自己資本

日本銀行の自己資本は、資本金、法定準備金（当期剰余金の処分において積み立てられる金額を含む。）等の純資産のほか、債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金で構成される。

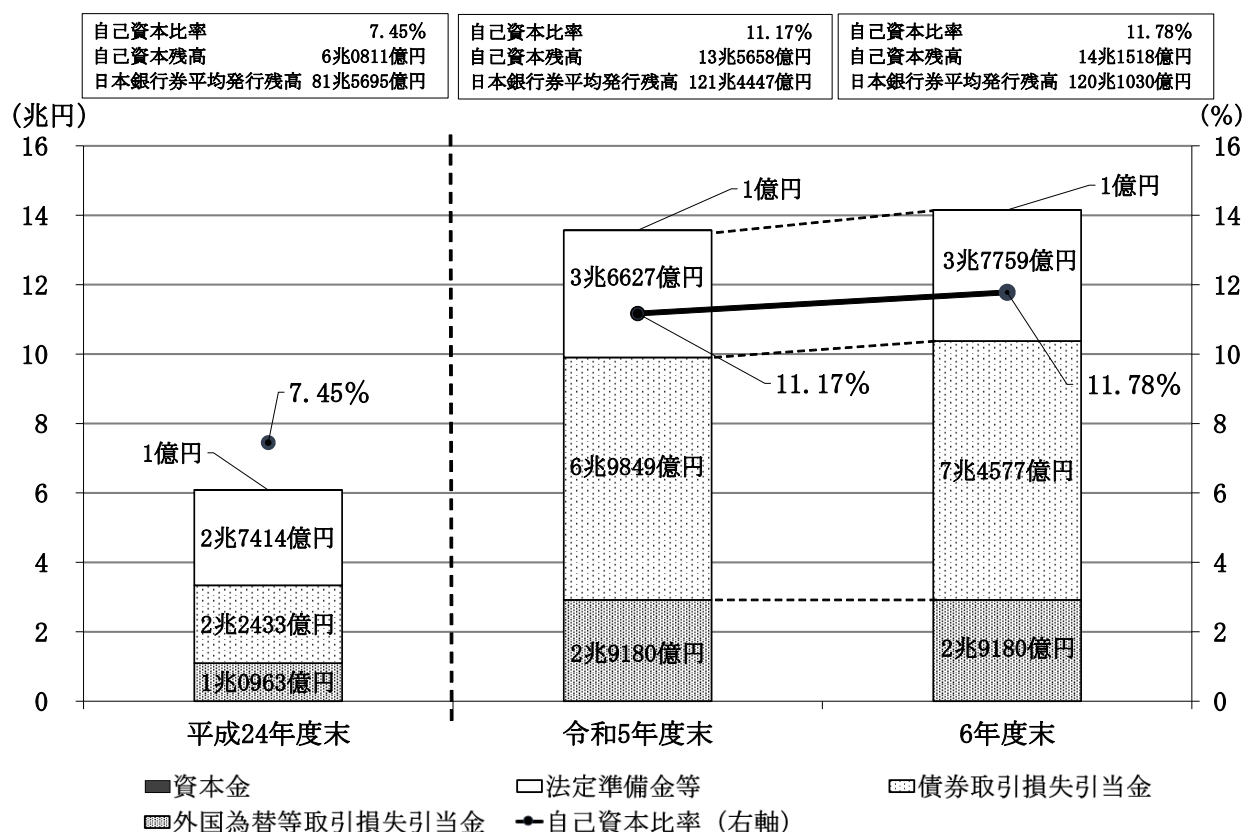
前記のとおり、日本銀行は、中央銀行は一時的に赤字又は債務超過となっても政策運営能力に支障を生じないとした上で、中央銀行の財務リスクが着目されて金融政策を巡る無用の混乱が生ずる場合、そのことが中央銀行又は通貨の信認の低下につながるリスクがあるため、財務の健全性を確保することは重要であるとしている。そして、収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、27年に債券取引損失引当金の制度を拡充するなど、自己資本の充実に努めてきているなどとしている。

また、日本銀行は、財務の健全性に関する指標として、会計規程に基づき自己資本比率を算定して、これを公表している。日本銀行の自己資本比率は、同規程において、上半期末又は年度末の自己資本残高をその期中における日本銀行券の平均発行残高で除して算定することとなっている。^(注27)そして、前記のとおり、自己資本比率が10%程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲となるように、特別損益の経理において債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しを行った後、当期剰余金の処分において法定準備金の積立てを行うこととなっている。

令和6年度末における自己資本残高及び自己資本比率の状況をみると、図表15のとおり、自己資本残高は、債券取引損失引当金4727億円及び法定準備金1132億円を積み立てたことから、前年度末から5860億円増加して14兆1518億円（平成24年度末は6兆0811億円）となっている。また、自己資本比率は、自己資本残高が増加したことなどから、前年度末から0.61ポイント上昇して11.78%（同7.45%）となっている。

(注27) 日本銀行は、量的・質的金融緩和の導入以降、日銀当座預金の残高が発行銀行券の残高を大幅に上回り負債の大部分を占めるようになってきている中で、自己資本比率の算定に当たり日本銀行券の平均発行残高を用いている理由について、中央銀行にとって恒久的な負債となるのは日本銀行券であり、通貨の信認維持の観点から、この日本銀行券の発行残高と自己資本残高との対比で財務の健全性の確保を図っていくことが適当であると考えているためであるなどとしている。

図表15 自己資本残高及び自己資本比率の状況



(注) 法定準備金等は、当期剰余金の処分における法定準備金積立額及び特別準備金（1319万円）を含む。

3 まとめ

令和6年3月の「金融政策の枠組みの見直し」の決定以降における金融政策運営等を踏まえた「2 日本銀行の財務の状況」をまとめると、次のとおりである。

(1) 資産、負債等

6年度における長期国債の買入額等の状況をみると、買入額は、日本銀行が減額計画に基づき買入れの減額を進めたことなどにより、前年度から26兆4994億円減少して61兆0815億円（量的・質的金融緩和導入前の平成24年度は44兆8614億円）となっている。また、保有長期国債の償還等額は、前年度から5兆7131億円減少して72兆4707億円（同24兆1988億円）となっている。令和6年度末における保有長期国債の貸借対照表価額、含み損益等の状況をみると、貸借対照表価額は、買入額が償還等額を下回ったことから、前年度末から11兆3892億円減少して57兆4兆2275億円（平成24年度末91兆3492億円の約6.2倍）となっている。また、含み損益については、市場金利の動向を反映して時価が貸借対照表価額を下回って含み損が生じており、その額は前年度末から19兆1913億円増加して28兆6228億円（24年度末は2兆5248億円の含み益）となっている。

令和6年度末におけるETFの貸借対照表価額及び含み損益の状況をみると、貸借対照表価額は、前年度末とほぼ同額の37兆1861億円（平成24年度末1兆5440億円の約24.0倍）となっている。また、含み損益については、株式市場の動向を反映して時価が貸借対照表価額を上回って含み益が生じており、その額は前年度末から4兆4408億円減少して32兆8712億円（24年度末は5501億円）となっている。

令和6年度末における総資産残高及び総負債残高の状況をみると、総資産残高は、保有長期国債や「貸出金」が減少したことなどから、前年度末から26兆6562億円減少して729兆7669億円（平成24年度末164兆8127億円の約4.4倍）となっている。また、総負債残高は、「その他預金」が増加した一方、日銀当座預金が減少したことなどから、前年度末から26兆7476億円減少して723兆8398億円（同161兆5239億円の約4.4倍）となっている。

(2) 損益、当期剰余金の処分等

令和6年度における長期国債利息の状況をみると、受取利息が増加したほか、利息調整損益のマイナス幅が縮小したことから、前年度から3587億円増加して2兆0746億円（平成24年度6005億円の約3.4倍）となっている。

令和6年度における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、超過準備額等の残高に対する適用利率が年0.1%から年0.5%へと段階的に引き上げられたことなどから、前年度から1兆0629億円と大幅に増加して1兆2517億円（平成24年度315億円の約39.6倍）となっている。

令和6年度における経常損益の状況をみると、経常収益は、長期国債利息が増加した一方、外貨建資産から生ずる為替差損益について為替差益から為替差損に転じたことなどから、前年度から5100億円減少して4兆5757億円（平成24年度は1兆3982億円）となっている。また、経常費用は、補完当座預金制度に係る支払利息が増加したことなどから、前年度から1兆3376億円増加して1兆7835億円（同2665億円）となっている。そして、経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は、前年度から1兆8477億円減少して2兆7922億円（24年度1兆1316億円の約2.4倍）となっている。

令和6年度における特別損益としての債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金の積立額等の状況をみると、債券取引損失引当金は、長期国債利息に所定の比率を乗じて得た収益の額1兆8315億円と、有利子負債に係る支払利息等の損失の額1兆3587億円との差額の100%に相当する額が積み立てられており、積立額は前年度から4499億円減少して4727億円（平成24年度は計上なし）となっている。また、外国為替等取引損失引当金は、前年度の1兆3021億円の為替差益が908億円の為替差損に転じているが、取崩しは行われていない（同3018億円の積立て）。

令和6年度における当期剰余金及びその処分の状況をみると、当期剰余金は、経常利益が減少した一方、特別損失が減少したこと、法人税等が減少したことなどから、前年度から229億円減少して2兆2642億円（平成24年度は5760億円）となっている。また、法定準備金は、当期剰余金の5%に相当する額が積み立てられており、積立額は、当期剰余金が減少したことから、前年度から11億円減少して1132億円（同288億円）となっている。そして、国庫納付金は、当期剰余金が減少したことなどから、前年度から217億円減少して2兆1510億円（同5472億円）となっている。

(3) 自己資本

令和6年度末における自己資本比率の状況をみると、自己資本残高が増加したことなどから、前年度末から0.61ポイント上昇して11.78%（平成24年度末は7.45%）となっている。

日本銀行は、令和6年7月に決定した減額計画に基づき長期国債の買入れの減額を進めており、6年度末における日本銀行の資産及び負債の規模は前年度末から縮小しているものの、引き続き高水準にある。また、日本銀行は、7年6月に、減額計画の中間評価を行い従来の減額計画を維持するとともに、8年4月から9年3月までの間の新たな減額計画を決定している。本院としては、これらを踏まえて、日本銀行の財務の状況について引き続き注視していくこととする。